

6月企画運営委員会次第

日 時 平成28年6月19日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 第57回関東ブロック保育研究大会について
 - (2) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会の開催について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 16-14～18
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※~~6~~7月企画運営委員会(予定)

平成28年7月21日(木)14:30～ 県社会福祉会館

平成28年7月11日

企画運営委員 殿

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について（依頼）

時下、ますますご清栄でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、県・市町村の児童福祉主管課長と当会の委員が一堂に会し、保育関係の諸課題について意見交換を行っているところでありますが、今年度も下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、大変ご多忙のところ恐縮に存じますが、是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、出欠等につきましては、別添FAX用紙にて、8月5日(金)までにご回答いただきますようお願いいたします。

1 日 時 平成28年8月25日(木) 14:00～19:30

2 場 所 ホテルプラム

横浜市西区北幸2-9-3 横浜駅西口より徒歩約7分

Tel 045-314-5546 (代)

3 連絡協議会（2階パレロワイヤルII）

- (1) 主催者挨拶
- (2) 出席者自己紹介
- (3) ○議題 市町村との情報交換
- (4) その他

4 情報交換・懇親会（2階サロンドフレール）

5 参加費等

次のとおりのご費用を、ご負担願います。

- (1) 連絡協議会 会場・資料代 1,000円
- (2) 情報交換・懇親会 参加費 4,000円

（問合せ先 神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754）

FAX 送信用

県保育会事務局行
(FAX 045-311-1837)

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について

氏名() 保育園名()

① 出欠について

連絡協議会

出席

欠席

情報交換・懇親会

出席

欠席

(いずれかに○をお願いします)

※ 8月5日(金)までに、県保育会事務局あてにご返送下さい。

5月企画運営委員会次第

日 時 平成28年5月19日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 全国保育研究大会における全国保育協議会会長表彰の推薦について
 - (2) 第57回関東ブロック保育研究大会について
 - (3) 平成28年度熊本地震にかかわる被災地支援募金活動への協力について
 - (4) 平成28年度「保育の考え方」研修について
 - (5) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 16-3～13
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※6月企画運営委員会(予定)

平成28年6月9日(木)14:30～ 県社会福祉会館第2会議室

平成 28 年 5 月 9 日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

第 60 回全国保育研究大会における
全保協会長表彰の推薦について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦」依頼が別紙の通りありましたので、「表彰等規定」および「推薦にあたって」をご参照頂きまして、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰の対象 別添表彰等規定のとおり
ただし、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 5 人
- 3 推薦順位について
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先

平成 28 年 5 月 17 日（火）までに
神奈川県保育会事務局までご送付ください。

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会事務局

E-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

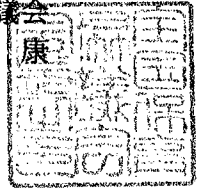
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 万田 康



第60回全国保育研究大会の開催および参加勧奨への協力依頼について

本会の事業の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、平成28年10月12日(水)～14日(金)の3日間、徳島県徳島市において、標記大会を別添開催要項のとおり開催することといたしました。

つきましては、下記により開催要項等を送付いたします。参加者目標数を1,700名としておりますので、貴下会員等への周知および参加勧奨にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 同封書類

- | | | |
|---------------------------|--------|---|
| (1)「第60回全国保育研究大会 開催要項」 | } 各10部 | ※(1)(2)は会報『ぜんほきょう』5月号に同封し、全保協会員へ直接送付しております。 |
| (2)「参加・交流会・昼食・宿泊・交通等のご案内」 | | |
| (3)「第60回全国保育研究大会 参加者目標数」 | | |

2. 開催内容 別添「第60回全国保育研究大会 開催要項」をご覧ください。

3. 参加勧奨への協力について(依頼)

別紙「第60回全国保育研究大会 参加者目標数」のとおり1,700名とし、都道府県・指定都市ごとに参加者目標数を設定しております。貴下会員等における積極的な参加勧奨について、ご協力をお願い申し上げます。

4. 参加お申込みについて

- (1)参加お申込みは、名鉄観光サービス(株)徳島支店宛にお願いいたします。
- (2)表彰受賞者、意見発表者で大会に参加される方も、参加お申込みが必要となります。

5. お問い合わせ

- (1)大会の内容について
全国保育協議会 事務局
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル
(全国社会福祉協議会 児童福祉部内)
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509
- (2)参加お申込みについて
名鉄観光サービス株式会社
徳島支店
〒770-0904 徳島県徳島市新町橋2-10-1
徳島眉山第一生命ビル
TEL.088-622-1203 FAX.088-622-1157

第60回全国保育研究大会（徳島大会、平成28年度） 参加者目標数

都道府県 指定都市 名	会員数 (平成27年度の確定数)			参加者 目標数 ※下記参照	前年度 参加者数 (山口大会)
	公立	公立以外	計		
北海道	227	554	781	66	20
青森県	18	414	432	42	19
岩手県	136	194	330	26	12
宮城県	187	165	352	25	3
秋田県	72	167	239	20	16
山形県	76	141	217	17	10
福島県	187	106	293	19	2
茨城県	162	340	502	42	10
栃木県	154	119	273	19	10
群馬県	110	290	400	34	37
埼玉県	389	404	793	59	5
千葉県	340	340	680	51	12
千葉市	59	75	134	10	11
東京都	336	921	1,257	108	34
神奈川県	99	199	298	24	19
横浜市	84	334	418	37	19
川崎市	49	82	131	10	13
相模原市	25	73	98	8	
新潟県	385	295	680	48	6
山梨県	119	105	224	16	4
長野県	449	115	564	33	5
静岡県	211	328	539	43	18
富山県	154	139	293	21	16
石川県	137	217	354	28	24
福井県	129	133	262	19	11
岐阜県	259	89	348	21	10
愛知県	753	503	1,256	87	56
三重県	229	193	422	30	8
滋賀県	111	169	280	22	4

都道府県 指定都市 名	会員数 (平成27年度の確定数)			参加者 目標数 ※下記参照	前年度 参加者数 (山口大会)
	公立	公立以外	計		
京都府	18	104	122	11	19
京都市	21	245	266	25	10
大阪府	63	652	715	68	27
大阪市	31	20	51	3	2
兵庫県	90	323	413	36	31
神戸市	58	164	222	19	22
奈良県	93	104	197	15	12
和歌山県	113	45	158	10	13
鳥取県	69	55	124	8	17
島根県	45	198	243	22	47
岡山県	200	215	415	31	42
広島県	223	209	432	32	24
広島市	88	119	207	16	25
山口県	130	189	319	25	347
徳島県	126	91	217	25	60
香川県	111	92	203	19	22
愛媛県	187	116	303	25	20
高知県	80	101	181	19	11
福岡県	106	436	542	48	43
福岡市	9	201	210	20	19
北九州市	19	145	164	15	71
佐賀県	33	157	190	17	16
長崎県	48	395	443	41	34
熊本県	126	302	428	36	13
熊本市	0	123	123	12	8
大分県	62	202	264	23	16
宮崎県	48	284	332	30	13
鹿児島県	68	259	327	29	40
沖縄県	99	303	402	35	52

	公立	公立以外	計	参加者 目標数	前年度 参加者数 (表彰等含)
合 計	8,010	13,053	21,063	1,700	1,490
開催ブロック	504	400	904		

※参加者目標数は、「公立会員数×0.05+公立以外会員数×0.1」で積算

開催地は10名加算、開催地ブロック内の各県は5名加算

平成 28 年 5 月 吉日

一般社団法人 神奈川県保育会
関係企業各位様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原敬三

第 57 回 関東ブロック保育研究大会 協賛のお願い

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より一般社団法人 神奈川県保育会の活動につきましてはご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、この度下記日程において第 57 回関東ブロック保育研究大会を開催することとなりました。本研究大会は関東ブロック 15 都市県の各地区が輪番で開催し、園長をはじめ保育士等の職員、その他保育関係者が多数参加する研究発表大会です。

つきましては関係企業の皆様に別紙の通り「広告掲載スペース」をご準備させて頂きますので、広告協賛についてご理解を賜れば幸いです。

なにとぞ本会趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。なお、お申し込み頂く場合各条件をご確認の上、お早めにご連絡下さいますようお願い致します。

敬具

記

1. 開催日程 平成 28 年 7 月 7 日 (木) ～8 日 (金)
2. 場 所 箱根湯本富士屋ホテル・グランドコンベンションホール箱根
神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256-1
Tel 0460-85-6111 Fax 0460-85-6142
3. 参加者 関東ブロック 保育所・認定こども園の理事長、施設長及び保育士・
保育教諭、行政の担当者、保育関係者 約 1200 名
4. 広告掲載料 別紙 広告掲載申込書に詳細を載せてありますのでご確認下さい。
5. 締切日・振込先
同封の申込書により、平成 28 年 6 月 30 日 (木) 迄に、一般社団法人 神奈川県
保育会までお申し込み下さい。
お支払いは銀行振込でお願いします。振込先の口座は次の通りです。
(尚お振込み手数料は、誠に恐れ入りますが貴社のご負担をお願いいたします)

◆金融機関名	横浜銀行
◆支店名	横浜駅前支店 (店番 383)
◆口座番号	普通 1952034
◆口座名	神奈川県保育会 代表 萩原敬三

以上

第57回 関東ブロック保育研究大会

広告掲載 申込書

一般社団法人 神奈川県保育会 殿

標記研修会への広告掲載を、以下のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

御社名	
所在地	〒
電話	
FAX	
E-MAIL	
担当者名	
紹介園	
原稿の種類	メール添付・CDなど・・・
原稿のサイズ	<input type="checkbox"/> に✓を記入して下さい <input type="checkbox"/> 1ページ → 40,000 円 <input type="checkbox"/> 1/2ページ → 20,000 円 <input type="checkbox"/> 1/4ページ → 10,000 円
原稿の返却	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
計	円

税込

◆ 申し込み及びお問い合わせ先

〒247-0051

神奈川県鎌倉市岩瀬1304

社会福祉法人つきかけ会オレンジ 富田知敬宛て

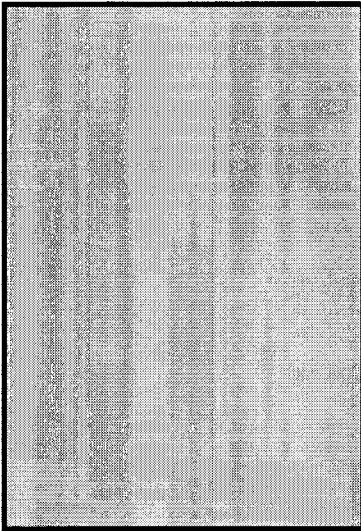
TEL 0467-44-5821

FAX 0467-44-5823

E-MAIL hoiku-orange@cello.ocn.ne.jp

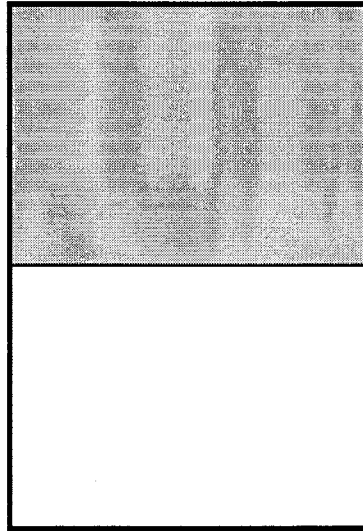
【各原稿サイズのイメージ】

A4フルサイズ



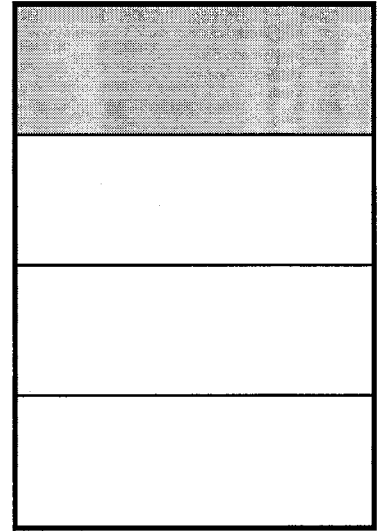
40,000円

A4 1/2サイズ



20,000円

A4 1/4サイズ



10,000円

【広告データの作成に関して】

イラストレータでの作成をお願いします。

wordもしくはexcelで作成される場合は、イラストや写真のデータを別添でお送り下さい。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくご連絡下さい。

第57回関東ブロック保育研究大会
広告・出店担当

一般社団法人 神奈川県保育会
理事 富田知敬

080-6559-5900
hoiku-orange@cello.ocn.ne.jp

平成 28 年 5 月 12 日

一般社団法人神奈川県保育会
神奈川県保育士会
会 員 各 位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
神奈川県保育士会
会長 飯塚 裕子

平成 28 年熊本地震にかかわる被災地支援
募金活動への協力について(お願い)

去る 4 月 14 日の午後 9 時 26 分以降、熊本を中心として断続的に大きな地震が起こっています。被害を受けた地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

全国保育協議会では、4 月 21 日に常任協議会を開催し、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等及び子どもと子育て家庭等を支援するための募金を保育三団体(全国保育協議会、日本保育協議会、全国私立保育園連盟)で共同実施することとし、全国保育士会もこれに協力することになり、募金口座を開設して、募金への協力について保育所職員、保護者をはじめ関係の皆様方に広く周知、ご協力方の依頼がきております。

そこで、神奈川県保育会と神奈川県保育士会は、この趣旨に賛同して、次により、募金活動を開始するとともに、今後被災地における保育所運営の支援、保育ニーズへの対応に係わる活動等についてもは全保協からの支持をもとに検討していきたいと考えておりますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

1 募集期間 平成 28 年 9 月 26 日(月)まで

各園でとりまとめの上、下記の送金口座に、9 月 28 日(水)
までに送金お願いいたします。

2 送金口座

①[銀行振込] りそな銀行 横浜西口支店 (店番 670) 普通預金 (1927219)
一般社団法人 神奈川県保育会
振込手数料はご負担願います。

※ 通常の会費等で使用している銀行・口座とは違っておりますのでご注意願います。

3 その他

神奈川県保育会で、とりまとめの上、「保育三団体被災地支援募金」口座(三菱東京 UFJ 銀行・浅草橋支店)へ義援金として送金いたします。

問い合わせ先

一般社団法人神奈川県保育会 事務局

Tel 045-311-8754

平成28年4月26日

保育園園（所）長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成28年度「保育の考え方」研修について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、平成28年8月26日（金）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成28年度「保育の考え方」研修参加申込書

市町村名

月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込（替）		
実施日	9月9日（金）（相模原）		

平成 28 年度保育の考え方研修開催要領

- 1 目的 保育の支援新制度がスタートし1年が過ぎ、今まで以上に保育の質の向上が求められます。
しかしまだ痛ましい事件も後を絶たない現実もあります。今回加藤先生の「保育を奏でる」を下に保育者の心のゆとりと保育の必要性を学び研修しあう。
- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 平成 28 年 9 月 9 日 (金) 午後 13 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
受付 13 時 00 分 ～
- 4 会場 ユニコムプラザ さがみはら セミナールーム 2
相模原市南区相模大野 3-3-2 TEL042-701-4370
・小田急線相模大野駅北口徒歩 5 分
- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者
- 6 定員 100名
- 7 参加費 会員1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262 一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 ^{はぎわら} 萩原 ^{けいぞう} 敬三
【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 8 申込方法 平成 28 年 8 月 26 日(金)までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

9 日程

	研 修 内 容
13:30 13:40	開会・主催者あいさつ
	時代の求める保育の姿を新しい言葉で紡ぎ直す 講師 山梨大学 教授 加藤 繁美氏
16:30	閉会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象の取り扱いが示される
～条件を満たす場合は既に雇用している保育補助者も例外的に対象に～…………… 1
- ・認定こども園における配置職員に係る特例について～朝夕の配置職員の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等の取り扱いが認定こども園にも拡大～…………… 2
- ・平成 28 年度保育三団体協議会 代表者会議（第 1 回）、実務者会議（第 1 回）開催
～27 年度の取り組みを振り返り、28 年度の実施方針を確認～…………… 2

「保育補助者雇上費貸付事業」の貸付対象の取り扱いが示される ～条件を満たす場合は既に雇用している保育補助者も例外的に対象に～

平成 28 年 3 月 31 日付けで、事務連絡「保育補助者雇上費貸付事業」の対象者について」が厚生労働省から都道府県・指定都市民生主管部局宛に発出されました。

平成 27 年度補正予算により実施されている「保育補助者雇上費貸付事業」については、本ニュースNo.15-22、No.15-27 及び毎月の会報「ぜんほきょう」の付録として送付する『制度動向 Topics 3 月号』でお知らせしたところです。

実施要綱では、「新たに保育補助者の雇上げを行う」施設又は事業者が貸付対象となっていますが、今般、下枠内 1～3 のいずれかの条件を満たす場合は、既に雇用している保育補助者についても例外的に対象とすることを可能とする取り扱いが示されたものです。

＜保育補助者雇上費貸付事業の例外的貸付対象＞

- 1 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出している保育所。
(例) 保育士試験の受験科目が残り 1～2 科目である補助者や既に 1 年間指定保育士養成施設に通っている補助者を雇用している場合
- 2 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
- 3 貸付を受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が 11 年以上であること。

認定こども園における配置職員に係る特例について **～朝夕の配置職員の要件弾力化、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用等の 取り扱いが認定こども園にも拡大～**

平成 28 年 3 月 31 日付けで、事務連絡「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の公布について」が、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名により都道府県認定こども園担当課宛に発出されました。

保育所等における保育士配置に係る特例（配置要件の弾力化）に関する検討経過及び内容については、本ニュースNo.15-20、No.15-21、No.15-27 でお知らせしてきたところです。

今般の告示により、認定こども園においても同様に要件弾力化等の取り扱いが、各自治体における条例化を経て可能となります。告示の内容は、別添をご参照ください。

平成 28 年度保育三団体協議会 代表者会議（第 1 回）、 実務者会議（第 1 回）開催

～27 年度の取り組みを振り返り、28 年度の実施方針を確認～

平成 28 年 4 月 11 日、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会から成る保育三団体協議会は、平成 28 年度第 1 回となる代表者会議・実務者会議の合同会議を開催しました。

平成 27 年度に実施した要望活動等を振り返り、平成 28 年度においては社会福祉法人改革への対応をより一層図るべく、適宜協議を重ねていく旨、確認されました。

なお、平成 28 年度は全国私立保育園連盟が事務局を担当します。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部を改正する告示案 新旧対照表

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(認定子ども園の職員資格に関する特例)</p> <p>3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第二の一本文により認定子ども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、 当分の間、第三の一、二及び四の規定にかかわらず、第二の一により認定子ども園に置くものとされる職員のうち一人は、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者に行うことができる。</p> <p>4 第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。)をもつて代えることができる。

5| 第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6| 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもつて代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7| 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる

(新設)

(新設)

(新設)

者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合において、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定子ども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第四項	第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第三の二により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第六項	第三の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針が示される
～緊急対策の具体的取組及び検討内容が明らかに～…………… 1
- ・社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、併せて平成28年4月1日から施行される
主な内容等が通知される…………… 3

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の 対応方針が示される～緊急対策の具体的取組及び検討内容が明らかに～

平成28年4月7日、厚生労働省は通知「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」を都道府県・指定都市・中核市宛に発出しました。

本通知は、本ニュースNo.15-29でお知らせした「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日）」（以下「緊急対策」）について、市区町村で積極的かつ早急に取り組みが図られるよう対応方針が示されたものです。

今回示された具体的内容及び検討の方向性・予定について、以下抜粋してお知らせいたします。全文は別添をご参照ください。

「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（抜粋）

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握の強化

1. ～4. 略

5. 保育コンシェルジュの設置促進

夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所あたり年額）1,873千円加算する予定である。

「基本型」：現行基準額 7,066千円 → 改正後基準額 8,939千円

「特定型」：現行基準額 2,722千円 → 改正後基準額 4,595千円

II 規制の弾力化・人材確保等

1. 略

2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

「認可化移行運営費支援事業」について、新たに、認可化移行期限（5年間）を緩和し、

移行計画を作成した地方単独保育施設への運営費の一部支援（地方単独補助事業に上乗せして児童1人当たり概ね月5,000円程度の運営費補助となる見込みを行い、結果として利用者の保育料軽減につなげるとともに、改修費の補助を行う。

3. 略

4. 小規模保育所等の卒園児の円滑移行

利用調整や連携施設の設定への努力にも関わらず、卒園児の入所先が決まらない場合においては、例外的に小規模保育事業等で3歳以降の継続入所を可能とする仕組みが講じられていることから、当該措置の活用も考慮いただきたい。

その際、3歳未満児の受け入れ枠が確保されるよう、人員配置基準や面積基準を満たす限りにおいて、定員超過の受け入れも積極的に活用いただきたい。具体的には、小規模保育事業（A型、B型）における定員は19人以下となっているが、定員弾力化により、22人までの受け入れを可能とする予定である。

5. 略

6. 定員超過入所の柔軟な実施

連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、3年目以降に公定価格が減額される取扱いについて、その期限延長（現時点では「連続する過去の2年度間」を「連続する過去の5年度間」とする方向で検討）を行う予定である。

また、この措置は、現在待機児童が必ずしも多くない地域においても、待機児童対策として効果を有するものであることに鑑み、地域を限定せず行う予定であり、市区町村においても、施設が柔軟に定員超過の取組が行えるよう配慮願いたい。（留意事項通知を改正予定。）

7. ～13. 略

Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化

資材費等の高騰などを踏まえ、保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、工事着工前の土地借料についても補助対象とするとともに、現行の基準額である21,200千円から42,400千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

また、定期借地権契約により土地を確保する場合については、「定期借地権設定のための一時金の加算支援（仮称）」を新たに設定し、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対して、国税局長が定める路線価の2分の1相当額を補助することとするので、積極的に活用いただきたい。

② 小学校の空き教室等の活用

小学校の空き教室、公営住宅、公民館、公有地等地域の余裕スペースを活用した保育所等の整備を促進するため、保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」について、現行の基準額である標準3,100千円から13,494千円、都市部3,400千円から14,844千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

2. 改修費支援等の拡充

① 地域のインフラ（空き家、空き教室など）を活用した一時預かりの推進など地域のイ

ンフラ（空き家、空き教室など）を活用して、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するため、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1施設当たりの基準額を32,000千円とするので、積極的に活用いただきたい。

② 改修費支援の拡充

保育対策総合支援事業費補助金で実施している各種改修費等支援事業について、「保育所等改修費等支援事業（仮称）」に一本化するとともに、現行の基準額を以下のとおり引き上げることとする。なお、本事業においては、対象経費として賃料も含まれていることに留意いただき、積極的に活用いただきたい。

「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」

現行基準額 27,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

「小規模保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業」

現行基準額 22,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

「認可化移行改修費等支援事業」

現行基準額 32,000千円 → 改正後基準額 同額

「家庭的保育改修費等支援事業」（保育所の場合）

現行基準額 22,000千円 → 改正後基準額 32,000千円

IV 既存事業の拡充・強化

1. 略

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

一般型、地域密着型による一時預かりについては、利用者負担割合について、現在事業費の概ね2分の1として単価設定しているものを、概ね3分の1として単価設定し直し、月額保育料水準が概ね5万円程度にとどまるよう、国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

訪問型についても、同様に国の補助単価を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

3. ～4. 略

V 略

文中、下線等全保協事務局記載

社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、併せて平成28年4月1日から施行される主な内容等が通知される

社会福祉法等の一部を改正する法律の成立については、本ニュースNo.16-02でお知らせしたところです。平成28年3月31日付けで、同法の公布について通知（社援発0331第40号）されるとともに、本法律に係る平成28年4月1日から施行される主な内容等についても、併せて通知（社援発0331第41号）されました。

別添の通りお送りいたしますので、ご参照ください。

都道府県知事
指定都市市長 殿
各
中核市市長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について

平成 25 年 4 月に策定した「待機児童解消加速化プラン」については、女性の就業が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、保育の受け皿拡大量を 40 万人から 50 万人に上積みして、同プランに基づき保育の受け皿拡大量を進めていただいているところである。

一方、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については 5 年ぶりに増加しており、待機児童解消までの緊急的な取組として、平成 28 年 3 月 28 日「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を公表したところである。

今般取りまとめた緊急対策については、

- I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化
- II 規制の弾力化・人材確保等
- III 受け皿確保のための施設整備促進
- IV 既存事業の拡充・強化
- V 企業主導型保育事業の積極的展開

の 5 本の柱を中心に、現在、保育所等に預けたくても保育の受け皿がなく入所できない等、やむを得ず待機児童となってしまう方々への緊急的な対策であり、保育の実施主体である市区町村と連携を密にして取り組みたいと考えていることから、今後の緊急対策の対応方針について下記のとおり通知する。

このため、貴職におかれては、緊急対策の重要性についてご了知の上、管内の市区町村長に宛して速やかに周知いただくとともに、必要に応じて市区町村が積極的かつ早急に緊急対策を講じられるよう支援していただくなど、特段の配慮をお願いしたい。

なお、緊急対策による各自治体の取組の状況については、あらためて把握させていただくこととしているので、留意願いたい。

また、本通知の取扱いについて、待機児童の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

待機児童解消に向けて緊急に対応する取組（以下「緊急対策」という。）については、

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 50 人以上いる 114 の自治体
- ・ 平成 27 年度の受け皿拡大量に積極的に取り組んでいる（受け皿拡大量の計画が 150 人以上拡大している）196 の自治体

から重複を排除した別表の 227 の自治体を対象としているが、例えば就学前児童数に対して待機児童数の割合が高い自治体など、上記 227 以外の自治体であって、積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体も対象としているので、当該対象自治体においては、緊急対策に掲げるメニュー等により、待機児童解消に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

自ら緊急対策の取組を希望する自治体については、都道府県において管内市区町村の希望状況を取りまとめた上で、平成 28 年 4 月 27 日（水）までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係に登録を行うこと。

I 子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握の強化

1. 厚生労働大臣と市区町村との緊急対策会議等
国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を推進するため、平成 28 年 4 月中旬に以下の会議を開催予定であり、今後、日程調整の上、開催案内等については追ってお示しする。

- ・ 厚生労働大臣と、平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童が 100 人以上いる市区町村との緊急対策会議
- ・ 待機児童対策緊急部局長会議

2. 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付

平成 28 年 4 月 4 日時点で、41 市区町村から報告いただいている。他市区町村に参考となる事例については、改めて整理してウェブサイトを行う予定である。
また、今後の待機児童対策を考える上で参考とさせていただくので、引き続き積極的な報告いただきたい。

3. 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集

平成 28 年 3 月 22 日から実施している、厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集結果については、市区町村における施策展開にも活用いただけるよう、適時に途中経過の報告を行う予定である。

4. 「保活」の実態を調査

厚生労働省ホームページの特設ページにおいて、平成 28 年 4 月からの入所に向けて

いわゆる「保活」を行った保護者を対象に、4月上旬から調査を開始することとした。本調査については、6月頃を目途にとりまとめる予定であるが、4月中旬に中間報告としてとりまとめる予定である。

5. 保育コンシェルジュの設置促進

子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用することにより、保育コンシェルジュの設置促進を図っていただきたい。

保育コンシェルジュの事業を実施するに当たっては、

- ・4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげること
- ・申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
- ・小規模保育事業等の卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること

に留意いただきたい。

なお、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に（1か所当たり年額）1,873千円加算する予定である。

「基本型」

現行基準額 7,066千円 → 改正後基準額 8,939千円

「特定型」

現行基準額 2,722千円 → 改正後基準額 4,595千円

II 規制の弾力化・人材確保等

【受入れ強化】

1. 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

待機児童が多く見られる現状を考慮し、国の定める人員配置基準や面積基準を上回る基準を設定している市区町村においては、待機児童の状況を勘案しながら各自自治体の判断に基づき、国の定める基準を上回る部分を活用して、各保育所等において一人でも多くの児童を受け入れていただけるよう、取り組んでいただきたい。

2. 自治体が独自に支援する保育サービスの支援

「認可化移行運営費支援事業」（子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算））において、交付要綱及び実施要綱を改正することにより、従来からの補助事業に加え、新たに、認可化移行期限（5年間）を緩和し、認可保育所等への移行計画を作成した地方単独保育施設（地方自治体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において児童を保育している施設）への運営費の一部支援（地方単独補助事業に上乗せして児童1人当たり概ね月5,000円程度の運営費補助となる見込

み）を行い、結果として利用者の保育料軽減につなげるとともに、改修費の補助を行うこととする。

3. 認可基準を満たす施設の積極的認可

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、改正後の児童福祉法においては、保育所等に関する認可の申請があった場合、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者であれば認可するものとされており、都道府県及び市区町村においては、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用に十分留意いただきたい。

特に、地域内に待機児童がおり、事業者の参入意欲があるにも関わらず、積極的に認可をしない運用を行っている自治体（例えば、以下のような事例）におかれては、その運用のあり方について見直しを検討し、意欲ある事業者の積極的な参入が図られるよう努めていただきたい。

<是正を要する事例>

- ・市区町村の整備計画を上回って保育ニーズが増大しているにも関わらず、既に定められた計画以上に認可をしない事例
- ・認可の条件として法人の実績や職員の経験年数等を必要以上に求め、新規参入を事実上困難にしている事例
- ・既存の保育所への強い配慮や将来の人口減を理由に認可に消極的な事例
- ・保育所等を認可する審議会を4月開所に向けた年度単位でのみの運用とし、年度途中の認可が行われない事例

4. 小規模保育所等の卒園児の円滑移行

0～2歳児を対象とする小規模保育事業等において、卒園児の3歳以降の入所が円滑にできるよう、市区町村は、連携施設の設定について積極的な関与等を行うよう努めていただきたい。

また、小規模保育事業等の卒園児が円滑に保育所、幼稚園、認定こども園に入所できるように、市区町村が利用調整を行うに当たって配慮いただくとともに、年度途中であっても利用調整を積極的に行うなど、保護者の希望を可能な限り満たすよう配慮いただきたい。

さらに、こうした利用調整や連携施設の設定への努力にも関わらず、卒園児の入所先が決まらない場合においては、例外的に小規模保育事業等で3歳以降の継続入所を可能とする仕組みが講じられていることから、当該措置の活用も考慮いただきたい。その際、3歳未満児の受け入れ枠が確保されるよう、人員配置基準や面積基準を満たす限りにおいて、定員超過の受け入れも積極的に活用いただきたい。具体的には、小規模保育事業（A型、B型）における定員は19人以下となっているが、定員弾力化により、22人までの受け入れを可能とする予定である。（「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成27年3月31日府政共生

第350号・26文科初第1464号・雇労券0331第9号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下、「留意事項通知」という。）を改正予定。）

5. 幼稚園の預かり保育への支援強化等

幼稚園において、3歳以降を中心とした保育ニーズに積極的に対応いただけるよう、「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」（子どものための教育・保育給付費補助金（内閣府予算））及び「一時預かり事業（幼稚園型）」（子ども・子育て支援交付金（内閣府予算））の交付要綱・実施要綱の改正を、内閣府及び文部科学省と連名通知で行う予定である。

6. 定員超過入所の柔軟な実施

対象自治体の保育所等において、連続する過去の2年度間常に利用定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率が120%以上である場合に、3年目以降に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童を巡る現状に鑑み、その期限延長（現時点では「連続する過去の2年度間」を「連続する過去の5年度間」とする方向で検討）を行う予定である。

また、この措置は、現在待機児童が必ずしも多くない地域においても、待機児童対策として効果を有するものであることに鑑み、地域を限定せず行う予定であり、市区町村においても、施設が柔軟に定員超過の取組が行えるよう配慮願いたい。（留意事項通知を改正予定。）

【人材確保】

7. 土曜日共同保育の実施可能であることの明確化

保育所等において土曜日の利用が少ない場合について、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することにより、保育士等の勤務環境改善等（土曜日の休暇が取得しやすくなる等）に資するため、このような措置が実施される場合に、公定価格の減額の必要がないことの明確化を図ることとする。（留意事項通知を改正予定。）

8. 保育人材の資質向上・キャリアアップのための研修の推進

今回の緊急対策で掲げている研修は、保育人材の資質向上や保育所等内におけるキャリアアップを促進することを目的としたものであり、保育人材の職場定着のためには重要であることから、各自治体においては、積極的に研修の実施に努めていただきたい。

- ＜資質向上やキャリアアップのための研修＞
- ・保育士養成校の学生が現場実習する際の指導者の資質向上を目的とした研修
- ・新任保育士が円滑に職場に定着し、就業継続していくことを目的とした研修
- ・保護者支援、保護者対応等、保育士にとって負荷の大きい業務について主任保育士等を対象とした研修

・保育所等の管理者を対象としたマネジメント等の研修

9. 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進

平成27年度補正予算において、「保育所等における業務効率化推進事業」として、保育所等におけるICT化の推進を図るため、1か所当たり1,000千円の補助メニューを創設している。これは、保育士の厳しい勤務環境の改善に資するため設けたものであることから、市区町村においては、この事業を積極的に実施いただきたい。

10. 保育補助者雇い上げ支援等の推進

保育士の業務負担軽減を図るため、平成27年度補正予算において、「保育士修学資金貸付等事業」に新たに保育補助者雇い上げ費用の貸付メニューを創設した。これは、保育補助者の雇い上げに必要な人件費（年額2,953千円）を保育事業者に貸付を行い、当該補助者が保育士資格を取得すれば貸付金の返済を免除する仕組みとなっている。

また、平成28年度当初予算では、「保育補助者雇い上げ強化事業」として、短時間勤務の保育補助者の雇い上げのための補助（年額2,215千円）も創設した。

これらの事業は、保育士の厳しい勤務環境の改善に資するため設けたものであることから、各自治体におかれては、これらの事業を積極的に実施し、保育人材の職場定着、新たな人材の育成を推進していただきたい。

11. 短時間正社員制度の推進等

保育所等が短時間勤務の保育士を活用する場合は、当該保育士の就業の実態に応じ、いわゆる正社員と均衡のとれた待遇の確保を図ることに留意するとともに、育児や介護など様々な事情により時間に制約がある人材を確保・活用していく観点から、多様な働き方を可能とする短時間正社員制度の活用を推進するなど、短時間勤務の保育士の処遇改善を進めることが重要である。

このため、保育士が常勤であることを地方単独措置の条件とする等、短時間勤務の保育士の活用をしていない自治体におかれては、短時間正社員制度の活用等、短時間勤務の保育士の処遇の改善と、その活用を推進していただきたい。併せて、妊娠・出産を契機に離職することが多い保育士の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業取得の推進についても保育所等に対し働きかけを行っていただきたい。

12. 保育士の子どもの優先入所

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象とする取扱いを積極的に推進いただきたい。その際、市区町村の園域を超えて就職する保育士等がいることにも配慮し、都道府県が広域調整の役割を果たすことについて配慮願いたい。

平成27年度補正予算において、「保育士修学資金貸付等事業」に新たに未就学児のいる保育士に対する保育料の一部を貸付けするメニューを創設した。この貸付けは、1月

当たり 27 千円を貸付け、貸付けを受けた保育士が保育所等に2年以上勤務すれば返済を免除するものであるが、保育士の子どもの優先入所の取扱いについても配慮いただくこととして、本事業を積極的に実施いただきたい。

13. 保育所等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 22 号)が本年 4 月 1 日より施行されたことに伴い実施可能となる、保育所等における保育士配置の弾力化措置について、自治体及び保育所等にあつては積極的な活用を検討いただきたい。また、認定こども園についても、同様の措置が講じられているので、併せて活用を検討いただきたい。

III 受け皿確保のための施設整備促進

1. 施設整備費支援の拡充

① 資材費等の高騰などを踏まえ、保育所等整備交付金の「土地借料加算」について、工事着工前の土地借料についても補助対象とするとともに、現行の基準額である 21,200 千円から 42,400 千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

また、定期借地権契約により土地を確保する場合には、「定期借地権設定のための一時金の加算支援(仮称)」を新たに設定し、必要となる権利金や前払地代などの一時金に対して、国税局長が定める路線価の2分の1相当額を補助することとするので、積極的に活用いただきたい。

② 小学校の空き教室等の活用

小学校の空き教室、公営住宅、公民館、公有地等地域の余裕スペースを活用した保育所等の整備を促進するため、保育所等整備交付金の「地域の余裕スペース活用促進加算」について、現行の基準額である標準 3,100 千円から 13,494 千円、都市部 3,400 千円から 14,844 千円に引き上げることとするので、積極的に活用いただきたい。

③ 公園などの都市施設等を活用した保育所等の設置促進

「地域の余裕スペース活用促進加算」については、公園などの都市施設を活用した場合も加算の対象となることを明示することとするので、積極的に活用いただきたい。

2. 改修費支援等の拡充

① 地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用して、緊急的に待機児童の一時預かりを実施するため、保育対策総合支援事業費補助金の「保育環境改善等事業」に、新たに一時預かり事業を実施するための改修費事業も補助対象とすることとし、1施設

設当たりの基準額を 32,000 千円とするので、積極的に活用いただきたい。

② 改修費支援の拡充

保育対策総合支援事業費補助金で実施している各種改修費等支援事業について、「保育所等改修費等支援事業(仮称)」に一本化するとともに、現行の基準額を以下のとおり引き上げることとする。なお、本事業においては、対象経費として賃料も含まれていることに留意いただき、積極的に活用いただきたい。

「賃貸物件による保育所改修費等支援事業」	
現行基準額 27,000 千円	→ 改正後基準額 32,000 千円
「小規模保育改修費等支援事業」	
現行基準額 22,000 千円	→ 改正後基準額 32,000 千円
「幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業」	
現行基準額 22,000 千円	→ 改正後基準額 32,000 千円
「認可化移行改修費等支援事業」	
現行基準額 32,000 千円	→ 改正後基準額 同 額
「家庭的保育改修費等支援事業」(保育所の場合)	
現行基準額 22,000 千円	→ 改正後基準額 32,000 千円

また、各種改修費等支援事業については、新たに事業を実施した場合に補助対象としているところであるが、定員拡大を図る場合や老朽化に伴い既存施設の改修が必要となることから、当該既存施設の改修においても補助対象とするので、積極的に活用いただきたい。

IV 既存事業の拡充・強化

1. 保育コンシェルジュの設置促進(再掲)

子ども・子育て支援交付金のメニューの1つである「利用者支援事業」を活用することにより、保育コンシェルジュの設置促進を図るための通知を发出することとする。

- 保育コンシェルジュの事業を実施するに当たっては、
- ・4月以降も継続した丁寧な相談を行い、多様なサービスにつなげる
 - ・申請前段階からの相談支援や、夜間・休日などの時間外相談を実施するなど、利用者の視点に立った機能強化を推進すること
 - ・小規模保育事業卒園児の、保育所、幼稚園、認定こども園への円滑な入所等のための利用調整を推進すること
- に留意いただきたい。

なお、夜間・休日などの時間外相談については、子ども・子育て支援交付金上の基準額に、「夜間・休日加算」を新たに追加することとし、現行の基準額に(1か所当たり年額)1,873 千円加算する予定である。

「基本型」

現行基準額 7,066千円 → 改正後基準額 8,939千円
「特定型」
現行基準額 2,722千円 → 改正後基準額 4,595千円

2. 緊急的な一時預かり事業等の活用

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業、地方単独保育施設等の整備が進み、保育所等への入所が決まるまでの間、待機児童を緊急的に預かるため、一時預かり事業（一般型、地域密着型、訪問型）を活用・拡充し、地域の余裕スペースなども活用しながら、定期利用による保育サービスの提供を推進することとする。補助単面の改善を図ることとするので、待機児童のいる市区町村においては、積極的活用を検討いただきたい。

一時預かり事業は、人員配置基準、面積基準が比較的柔軟な形で実施できることから、現在主な実施場所となっている保育所、認定こども園の他、幼稚園による積極的実施を働きかけるとともに、積極的に地域の余裕スペースの活用を検討し、本来の一時預かり事業の利用者（不定期利用の利用者）のニーズにもしつかり対応できるよう、供給拡大を図ることに配慮いただきたい。

一時預かり事業（訪問型）は、本来、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合等に限られた利用が想定されているが、緊急的な待機児童対策として実施することに鑑み、一時預かり事業（一般型、地域密着型）による供給で満たしきれないニーズを満たすため、個々の利用ニーズを市区町村が判断し、期間を区切って実施することとする。

一時預かり事業を定期利用する場合には、保育料の額が過大となるおそれがあるため、国の補助単面を改善し、保育料負担に配慮する。

一般型、地域密着型による一時預かりについては、利用者負担割合について、現在事業費の概ね2分の1として単面設定しているものを、概ね3分の1として単面設定し直し、月額保育料水準が概ね5万円程度にとどまるよう、国の補助単面を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

訪問型についても、同様に国の補助単面を現行の3分の4とする見直しを行う予定である。

3. 広域的保育所等利用事業の促進

保育対策総合支援事業費補助金で実施している「広域的保育所等利用事業」について、実施要綱を改正することにより、市区町村の圏域を超えた利用が可能な旨を明記する。また、子ども送迎センターから公費補助（国庫補助、地方単独補助）を受けている保育施設や保育の必要性の認定を受けた子どもを受け入れる幼稚園への送迎、1か所の認可保育所等への送迎も補助対象とするなどの要件緩和を図ることとする。

4. 地域の中での円滑な整備促進

保育対策総合支援事業費補助金で実施している「民有地マツチング事業」を拡充し、保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育所等にコーディネートを設置することを新たに支援する予定である。これにかかる実施要綱等については、別途示すこととしているので、市区町村におかれは留意いただくとともに、積極的に取り組んでいただきたい。

V 企業主導型保育事業の積極的展開

1. 企業主導型保育事業の積極的展開

平成28年4月に改正した子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、この4月から新たに創設された企業主導型保育事業（事業所内保育を主軸とした新規の保育事業）について、

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
 - ・市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
 - ・地域枠も自由に設定できること
 - ・認可の小規模保育事業等に準じる運営費や施設整備費の支援が行われること
- などの特色やメリット等を企業等により理解いただき、積極的な展開を図るため、各自治体に所在する企業や地域の経済団体、大学等へ積極的に周知・働きかけを行っていただきたい。

なお、企業主導型保育事業に係る詳細等については、通知等によりあらためてお示しする。

2. マツチング機能の強化

企業主導型保育事業における企業間及び企業と保育事業者間のマツチング機能を強化するためのコーディネートを配置することとしているので、各自治体におかれは、必要に応じ協力願いたい。

3. あわせて事業所内保育所の空き定員も有効活用

上記1及び2の取組と併せて、既存の事業所内保育所の空き定員を活用し、積極的展開を図るため、各自治体に所在する企業や地域の経済団体、大学等へ積極的に周知・働きかけを行っていただきたい。

4. 企業主導型保育事業のための保育人材確保

企業主導型保育事業において必要となる保育人材について、当該事業の中でも子育て支援員研修などを実施していく予定であるので、各自治体におかれは、研修を修了した子育て支援員の登録等、連携協力を願いたい。

VI その他の取組

1. 保育所入所不承諾通知書の名称・様式の改定

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」(平成9年児発第596号厚生省児童家庭局長通知)において示している「保育所入所不承諾通知書」については、保育サービスを希望する保護者の個別ニーズや状況にあった利用調整の一環として行うものであることを踏まえ、その名称や様式を速やかに改定する予定である。各市区町村においても、通知書送付の際に併せて様々な措置や支援について情報提供するとともに、引き続き利用者支援事業などを通じたきめ細かな支援に努めていただきたい。

社 援 発 0331 第 40 号
平 成 28 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について (通知)

社会福祉法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。) については、平成 27 年 4 月 3 日に第 189 回通常国会へ法案が提出され、本日成立し、公布されたところです。

また、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 183 号)、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 184 号) 及び社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (平成 28 年政令第 185 号) (以下「改正政令」という。)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令 (平成 28 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令 (平成 28 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令 (平成 28 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号)、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 76 号)、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 77 号)、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 78 号) 及び社会福祉法人会計基準 (平成 28 年厚生労働省令第 79 号) (以下「改正省令等」という。) 並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件 (平成 28 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴

う厚生労働省関係告示の整備に関する告示 (平成 28 年厚生労働省告示第 183 号) 及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件 (平成 28 年厚生労働省告示第 184 号) (以下「改正告示等」という。) が本日公布されたところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容を下記のとおり通知しますので、内容を十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等へ周知をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の市 (指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。) に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

第一 改正法関係

1 改正の趣旨

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずること。

2 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) の一部改正

一 社会福祉法人が福祉サービスを提供するに当たつての責務の創設
社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たつては、日常生活又は生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならないものとする。 (第 24 条第 2 項関係)

二 社会福祉法人の経営組織の見直し

(1) 評議員、理事、監事及び会計監査人の資格、職務及び責任並びに評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び会計監査人の権限に関する規定の整備を行うこと。 (第 36 条から第 45 条の 22 まで関係)

(2) 社会福祉法人は評議員会を置かなければならないものとし、評議員会において、理事、監事及び会計監査人の選任等の重要事項の決議を行うものとする。 (第 36 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 45 条の 8 等関係)

(3) 一定規模以上の社会福祉法人は、会計監査人を置かなければならないものとする。 (第 37 条関係)

(4) 清算に関する規定の整備を行うこと。 (第 46 条の 3 から第 47 条の 7 まで関係)

(5) 合併に関する規定の整備を行うこと。 (第 48 条から第 55 条まで関係)

(6) その他所要の規定の整備を行うこと。

三 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上

- (1) 定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等の備置き及び国民一般に対する閲覧等に係る規定を整備すること。(第59条の2等関係)
 - (2) 社会福祉法人は、定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を公表しなければならないものとする。 (第59条の2第1項関係)
 - (3) その他所要の規定の整備を行うこと。
- #### 四 社会福祉法人の財務規律の強化
- (1) 社会福祉法人は、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し特別の利益を与えてはならないものとする。 (第26条の2関係)
 - (2) 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならないものとする。 (第45条の35第1項及び第59条の2第1項関係)
 - (3) 毎会計年度、純資産の額が事業の継続に必要な額を超える社会福祉法人について、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実に新規の社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、所轄庁の承認を受けなければならないものとする。 (第55条の2第1項関係)
 - (4) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、次に掲げる事業の順に検討し、記載しなければならないものとする。 (第55条の2第4項関係)
- ア 社会福祉事業又は公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。)
 - イ 公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。以下「地域公益事業」という。)、
 - ウ その他の公益事業
- (5) 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。 (第55条の2第5項関係)
 - (6) 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならないものとする。 (第55条の2第6項)
 - (7) その他所要の規定の整備を行うこと。
- #### 五 行政の関与
- (1) 所轄庁は、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、改善のために必要な勧告をすることができるものとする。 (第56条第4項関係)
 - (2) 都道府県知事は、社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、統計等を作成し、その内容を公表するよう努めるものとする。

厚生労働大臣に対し、報告するものとする。 (第59条の2第2項)

- (3) 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民に迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。 (第59条の2第5項関係)
 - (4) 厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は市長に対し、社会福祉法人の指導及び監督の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないものとする。 (第59条の3関係)
 - (5) その他所要の規定の整備を行うこと。
- #### 六 社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針の改正
- 社会福祉事業に従事する者の確保等に関する基本指針を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業(七において「社会福祉事業等」という。)に従事する者の確保等に関する基本指針に改めること。 (第89条関係)
- #### 七 離職した介護福祉士等の届出
- 社会福祉事業等に従事していた介護福祉士等の資格を有する者が離職した場合等には、都道府県福祉人材センターに住所、氏名等届け出るよう努めなければならないものとする。 (第95条の3関係)
- #### 八 その他所要の改正を行うこと。
- 3 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)の一部改正
- #### 正
- 一 退職手当金の支給に要する費用に係る補助の見直し
障害者支援施設等の業務に従事する被共済職員に係る退職手当金の支給に要する費用を国の補助等の対象から除外すること。 (第2条第1項から第3項まで及び第18条関係)
 - 二 被共済職員の退職手当金の支給乗率の改定
退職手当金の算定に係る支給乗率について、被共済職員期間が長期の場合の支給乗率を引き上げる等の措置を講ずること。 (第8条及び第9条並びに附則第3項及び第4項関係)
 - 三 被共済職員期間の合算が認められる期間の見直し
被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に被共済職員期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内とする。 (第11条第8項関係)
- 4 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の一部改正
平成28年度から平成30年度(専攻科にあつては、平成31年度)までに、高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合には、2年以上)介護

福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者等であつて、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができることとする。 (附則第2条関係)

5 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第125号)の一部改正

一 介護福祉士の資格取得方法に関する改正規定等の施行期日の乳直し
(1) 3年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、3年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設 (以下「実務者研修を行う学校等」という。) において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改める規定の施行期日を、従前と変更なく平成28年4月1日とすること。 (附則第1条関係)

(2) 大学に入学することができる者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設 (以下「介護福祉士の養成施設」という。) において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改める規定の施行期日を、平成28年4月1日から平成29年4月1日に変更すること。 (同)

(3) 准介護福祉士制度の導入に係る規定の施行期日を、平成28年4月1日から平成34年4月1日に変更すること。 (同)

二 介護福祉士の資格取得に関する特別

(1) 平成29年度から平成33年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。 (附則第6条の2第1項関係)

(2) (1)の者が受けた介護福祉士の登録は、その者が5年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、効力を失うものとする。 (附則第6条の2第2項関係)

(3) (1)の者が、卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から継続して5年間介護等の業務に従事した場合には、5年間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有するものとする。 (附則第6条の3関係)

(4) (1)の者が、育児休業等をした場合には、(1)から(3)までの適用については、5年間に限り育児休業等をした期間を考慮するものとする。 (附則第6条の4関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

6 介護サービスの基礎強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第72号)の一部改正

一 介護福祉士の養成施設を卒業した者に係る経過措置の適用期間における喀痰吸引等の取扱い
平成28年度に介護福祉士の養成施設を卒業した介護福祉士及び5の二による介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成28年度以前に登録を受けている介護福祉士と同様の取扱いとすること。 (附則第13条第9項から第11項まで関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

7 施行期日等

一 施行期日
この法律は、平成29年4月1日から施行するものとする。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとする。 (附則第1条関係)

(1) 5及び6 公布の日
(2) 2の一、三、四(1)に限る。)、五(2)、(3)を除く。)
及び六、3並びに4 平成28年4月1日

二 検討
(1) 政府は、この法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後の各法律 (以下「改正後の各法律」という。) の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第35条第1項関係)

(2) 政府は、平成29年度までに、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関し、総合的な子ども・子育て支援の実施の状況を勘案し、独立行政法人福祉医療機構に対する国の財政措置 (保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の退職手当金の支給に要する費用に関するものに限る。) の見直しについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第35条第2項関係)

三 経過措置等

(1) 平成28年4月1日以後に開始する会計年度において、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならないものとする。 (附則第3条関係)

(2) この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならないものとする。 (附則第7条関係)

(3) 一定規模以上の社会福祉法人が会計監査人を置かなければならないのは、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時からとすること。 (附則第8条関係)

- (4) 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までには、あらかじめ、
 (2) の認可を受けた定款の定めるところにより、評議員を選任して
 おかなければならぬものとし、施行日の前日において社会福祉法人
 の評議員である者の任期は、同日に満了するものとする。 (附則
 第9条関係)
- (5) 一定規模以下の社会福祉法人は、施行日から起算して3年を経過す
 るまでの間、評議員の定員を4人以上とすること。 (附則第10条関係)
- (6) この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員は、施
 行日以後最初に招集される定時評議員会会の終結の時までとすること。
 (附則第14条関係)
- (7) 会計監査人の監査並びに理事会及び定時評議員会会の承認を受けな
 ければならないのは、平成28年4月1日以後に開始する会計年度に係る
 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書とすること。 (附則
 第18条関係)
- (8) 社会福祉充実計画を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を
 受けなければならないのは、施行日以後に開始する会計年度からとす
 ること。 (附則第23条関係)
- (9) 3の施行の日の前に退職した者、同日前に障害者支援施設等の業務
 に従事していた者に係る所要の経過措置を定めること。 (附則第26条
 から第29条まで関係)
- (10) 3の施行の日の前日に被共済職員であった者のうち、3の施行の日
 以後において特定介護保険施設等職員であるもの (共済契約者に継続
 して使用される者であつて、3の施行の際現に存する障害者支援施設
 等の業務に常時従事することを要するものに限る。) については、社
 会福祉施設等職員とみなし、国は、独立行政法人福祉医療機構に対し、
 当該職員に係る退職手当金の支給に要する費用の額の3分の1以内を
 補助することができるものとする。 (附則第29条関係)
- (11) (1) 及び(2)のほか、この法律の施行に関し、必要な経過措置
 等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。
- 8 留意事項
 この法律の成立に際して、衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員
 会において、それぞれ、別添1及び別添2のとおり附帯決議が付けられてい
 るところであり、これらの趣旨を踏まえた適切な運用をお願いしたい。
- 第二 改正政令関係
 1 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正
 する政令の一部改正
 一 改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (本則関係)
 二 この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)

7

- 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部改正
 一 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正
 実務者研修を行う学校等に関する規定の整備を行うものとする。 (第1条関係)
 二 社会福祉法施行令の一部改正
 社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業に実務者研修を行
 う学校等を経営する事業を加えるものとする。 (第2条関係)
 三 施行期日等
 (1) この政令は、平成28年4月1日から施行するものとする。ただ
 し、(2) については、公布の日から施行することとする。 (附
 則第1条関係)
 (2) 実務者研修を行う学校等の指定を受けようとする者は、この政令の
 施行前においても、指定の申請を行うことができるものとする。こ
 のまた、この申請があつた場合には、主務大臣 (養成施設については、
 その所在地を管轄する都道府県知事) は、この政令の施行前におい
 ても指定をすることができるものとし、当該指定はこの政令の施行の日
 にその効力を生ずるものとする。 (附則第2条関係)
- 3 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
 及び経過措置
 一 社会福祉法施行令の一部改正
 (1) 特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者を定めること。
 (第13条の2関係)
 (2) 社会福祉を目的とする事業を定めること。 (第23条の2関係)
 二 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正
 (1) 障害福祉施設等退職手当共済法施行令の一部改正
 (第1条、第2条及び第2条の2関係)
 (2) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項の規定により
 同項第3号の措置がとられている児童が入所する障害児入所施設等に
 使用される特定介護保険施設等職員に係る掛金の額を定めるととも
 に、単位掛金額及び補助金算定対象額を改めること。 (第6条第2項、
 第4項及び第5項、第7条、第8条並びに第9条関係)
 三 その他関係政令
 その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。 (第3条及び
 第4条関係)
 四 経過措置
 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置を定め
 ること。 (第5条から第7条まで関係)
 五 施行期日等
 (1) この政令は、平成28年4月1日から施行するものとする。ただ

8

し、(2)については、公布の日から施行することとする。 (附則第1条関係)

(2) 改正法第4条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の規定による高等学校又は中等教育学校の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができるものとする。また、この申請があつた場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずるものとする。 (附則第10条関係)

(3) (2)のほか、この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第2条から第9条まで関係)

第三 改正省令等関係

1 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部改正
改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (本則関係)

二 この省令は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)

2 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正
社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正
所要の規定の整備を行うこと。 (第1条関係)

二 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正
実務者研修を行う学校等に関する規定の整備を行うものとする。 (第2条関係)

三 施行期日等

(1) この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。ただし、(2)については、公布の日から施行することとする。 (附則第1項関係)

(2) 第2条の規定による改正後の基準による社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は改正法第4条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができるものとする。 (附則第2項関係)

(3) (2)のほか、この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第3項関係)

3 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正

一 改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (本則関係)

二 この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。 (附則

関係)

4 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正
改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (本則関係)

二 施行期日等
(1) この省令は、公布の日から施行するものとする。 (附則第1項関係)

(2) この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第2項及び第3項関係)

5 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正
所要の規定の整備を行うこと。 (第1条関係)

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正
実務者研修を行う学校等に関する規定の整備を行うものとする。 (第2条関係)

三 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正
所要の規定の整備を行うこと。 (第3条関係)

四 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正
実務者研修を行う学校等に関する規定の整備を行うものとする。 (第4条関係)

五 その他関係省令
その他関係省令について、所要の規定の整備を行うこと。 (第5条から第7条まで関係)

六 施行期日等
(1) この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。ただし、(2)については、公布の日から施行することとする。 (附則第1項関係)

(2) 介護福祉士試験における実技試験の免除は、実務者研修を行う学校等において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであること。 (附則第2項関係)

(3) (2)のほか、この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 (附則第3項から第5項まで関係)

6 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等

一 社会福祉法施行規則の一部改正
(1) 社会福祉法人による特別の利益供与の禁止対象法人について規定す

- ること。(第1条の3関係)
- (2) 2以上の地方厚生局の管轄区域にわたって事業を行う社会福祉法人のうち厚生労働大臣が所管となる法人について規定すること。(第1条の4及び第13条等関係)
- (3) 社会福祉法人が所轄庁に届け出なければならない書類並びに公表しなければならない書類及び公表の方法について規定すること。(第9条及び第10条等関係)
- 二 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正
障害児入所施設の職員のうち退職手当共済の掛金の国庫補助対象となる職員の数を算出する際の措置入所障害児関係業務割合について規定すること。(第8条の2関係)
- 三 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正
改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第3条及び第4条関係)
- 四 施行期日等
- (1) この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。ただし、(2)については、公布の日から施行することとする。(附則第1条関係)
- (2) 改正法附則第26条第2項等の規定による届出は、①届出を行う共済契約者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地、②届出に係る改正法附則第26条第1項に規定する障害者支援施設等の名称、種類及び所在地並びに③その他機構が必要と認める事項を記載した届書を独立行政法人福祉医療機に提出して行わなければならないものとする。 (附則第2条関係)
- (3) (2)のほか、この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。(附則第3条及び第4条関係)
- 7 社会福祉法人会計基準の制定
- 一 社会福祉法人の会計処理の基準を定めること。
- 二 この省令は、平成28年4月1日から施行するものとする。
- 第四 改正告示等関係
- 1 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八号第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部改正
- 一 改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。(本則関係)
- 二 この告示は、平成28年4月1日から適用すること。
- 2 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備

- 一 改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。(第1条及び第2条関係)
- 二 この告示は、平成28年4月1日から適用すること。ただし、一部については、公布の日から施行するものとする。
- 3 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件の制定
- 一 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修(以下「指定研修」という。)は、喀痰吸引等研修又は介護福祉士の養成課程における医療的ケアとすること。(本則関係)
- 二 適用期日等
- (1) この告示は、平成28年4月1日から適用すること。(附則第1項関係)
- (2) この告示の適用前に喀痰吸引等研修又は介護福祉士の養成課程における医療的ケアを修了した者は、指定研修の課程を修了したものとみなすものとする。 (附則第2項関係)
- (3) (2)のほか、この告示の適用に関し、必要な経過措置を定めること。(附則第3項関係)

(別添1)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 27 年 7 月 29 日
衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
- 二、いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員等の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
- 三、事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかない法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 四、地域公益活動の真摯化については、待機児童・待機老人への対応など本事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
- 五、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されることと指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
- 六、現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。
- 七、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
- 八、准介護福祉士の国家資格については、フイリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フイリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
- 九、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートでの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複

雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。

十、介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

(別添2)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成28年3月17日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
- 二、事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に晒えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
- 三、いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の実数等を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、「社会福祉充実残額」の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
- 四、事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 五、地域公益活動の充実化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
- 六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事

務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見される等の指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化すること、その標準化を図ること。

七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

八、現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。

九、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。

十、准介護福祉士の国家資格については、フイリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものことから、早急にフイリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。

十一、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートが国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしているよう、引き続き対策を講ずること。

十二、将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くはない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。

十三、介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七

号)等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均等待遇を確保するよう努めること。

十四、介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働者がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設内の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。

十五、本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにはやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。
右決議する。

社 援 発 0331 第 41 号
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について (通知)

社会福祉法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。) については、本日公布され、その概要について、本日付け社援 0331 発第 40 号当職通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を提出したところ です。

改正法の一部が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令 (平成 28 年政令第 184 号)、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (平成 28 年政令第 185 号。以下「改正政令」という。)、社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 78 号。以下「改正規則」という。)、社会福祉士会計基準 (平成 28 年厚生労働省令第 79 号。以下「会計基準省令」という。)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令 (平成 28 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令 (平成 28 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号)、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 77 号) 及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件 (平成 28 年厚生労働省告示第 184 号) が本日公布され、本年 4 月 1 日から施行することとされています。

本年 4 月 1 日から施行することとされている改正法、改正政令及び改正規則等の趣旨、主な内容等は、下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等へ周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市 (指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。) に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 社会福祉法の一部改正について

1 改正の趣旨

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきた。

この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、また、株式会社など多様な経営主体による福祉サービスの参入が進むなど、福祉サービスの供給体制における社会福祉法人の位置付けは変化している。他方、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割はますます重要になっている。

今回の改正は、社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、平成 18 年の公益法人制度改革も踏まえ、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点から制度の見直しを行うものである。

2 改正の内容

一 「地域における公益的な取組」を行う責務に関する事項

社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、地域におけるさまざまな福祉ニーズを充足するための取組に積極的に取り組んでいくことを本旨とする存在である。

こうした社会福祉法人の本旨は、現行社会福祉法第 24 条において、経営の原則として規定されているところであるが、人口構造の高齢化、地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の果たすべき役割がますます重要になっていることを踏まえ、同条を改正し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっての責務として明確に規定することとしたこと (改正法による改正後の社会福祉法 (以下「新法」という。) 第 24 条第 2 項)。

二 特別の利益供与の禁止に関する事項

社会福祉法人については、その高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律を確立する観点から、適正かつ公正な支出管理を確保することが

強く要請される。

このため、公益財団法人等と同様に、社会福祉法人が事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員等の社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととしたこと。(新法第26条の2)

この場合、新法第26条の2に規定する「政令で定める社会福祉法人の関係者」について、次の者を定めることとしたこと(改正政令による改正後の社会福祉法施行令(以下「新令」という。)第13条の2)。

- (1) 社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
 - (2) (1)に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) (2)及び(3)に掲げる者のほか、アに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
 - (5) 社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの
- また、(5)の「その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの」について、次の者を定めることとしたこと(改正規則による改正後の社会福祉法施行規則(以下「新規則」という。)第1条の3)。

- (1) 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人
- (2) 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

三 事業運営の透明性の向上に関する事項

社会福祉法人は、高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。

このため、公益財団法人等と同年以上の事業運営の透明性を確保することとし、閲覧対象者を利害関係者から国民に拡大し、閲覧対象書類に定款及び現況報告書を追加するとともに、定款、貸借対照表、収支計算書及び財産目録について、インターネットの利用により公表することとしたこと。(新法第59条の2及び新規則第10条)

四 社会福祉法人会計基準に関する事項

社会福祉法人の会計処理の基準については、これまで、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)によりその取扱いを示してきた

ところであるが、今回、社会福祉法人に求められる公益性、非営利性に鑑み、規範性を持たせた会計基準省令として示すこととしたこと。(新法第44条第1項及び第3項並びに会計基準省令)

なお、会計基準省令に基づき会計処理を行うに当たつての具体的な取扱いについては、別途、示すものであること。

五 指導監督等に関する事項

- (1) 社会福祉法人の認可等に係る権限の移譲について
「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、社会福祉法人の認可等に関する権限について、2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から主たる事務所の所在地の都道府県に移譲し、都道府県の区域で事業を行う法人であつて主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲することとしたこと。(新法第30条)
- (2) 立入検査並びに催告及び公表に係る規定の整備に関する事項
社会福祉法人の適正な運営を確保するためには、所轄庁による指導監督を実効性のあるものとすることが重要である。このため、所轄庁による立入検査に関する規定を整備するとともに、経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督することができるよう催告・公表に関する規定を整備することとしたこと。(新法第56条第1項から第5項まで)

また、社会福祉法人の理事等が所轄庁による立入検査等を拒んだ場合等について、20万円以下の過料に処することとしたこと。(新法第133条第7号)

(3) 所轄庁と関係都道府県知事等の協力に関する事項

- (1) により、社会福祉法人の認可等の権限が移譲されることを踏まえ、法人の広域的な事業展開に対応するため、関係都道府県知事等(社会福祉法人の事業所等の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。以下同じ。)は、社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、所轄庁に対してその旨の意見を述べることができることとする
- とともに、所轄庁は、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他の必要な協力を求めることができることとしたこと。(新法第57条の2)

(4) 厚生労働大臣及び都道府県知事の支援

平成25年4月1日から社会福祉法人の認可等の権限が都道府県知事から市長に移譲されるなど、地方分権が進む中、社会福祉法人の指

導監督については、国、都道府県、市それぞれの役割を明確にして相互に連携し、支援する仕組みが必要である。このため、厚生労働大臣は都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならないこととしたこと。(新法第59条の3)

(5) その他

現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を届出して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法においては、当該手続は廃止することとしたこと。(新法第31条)

六 その他の留意事項

一から五までのほか、改正法の施行等に伴い、次のとおり改正することとしているので、留意すること。

(1) 基本指針の対象範囲について

厚生労働大臣が定める基本方針の対象範囲を、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保に改正したこと。その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業を次の事業のうち社会福祉事業でないものとしたこと(新法第89条、新令第23条の2)

ア 居宅サービス事業(特例居宅介護サービス費が支給される居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む。)

イ 地域密着型サービス事業(特例地域密着型介護サービス費が支給される地域密着型サービスに相当するサービスを行う事業を含む。)

ウ 居宅介護支援事業

エ 介護予防サービス事業(特例介護予防サービス費が支給される介護予防サービスに相当するサービスを行う事業を含む。)

オ 介護予防支援事業

カ 介護老人保健施設を経営する事業

キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費が支給される同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業

ク 介護療養型医療施設を経営する事業

(2) その他所要の規定の整備をしたこと。(新規則第1条の4等)

第二 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正について

1 改正の趣旨

社会福祉施設職員等退職手当共済制度(以下「退職手当共済制度」という。)は、社会福祉施設等に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的供給と質の向上に資することを目的とした制度であり、職員処遇の確保に重要な役割を果たしているところである。

平成18年度に行われた前回の退職手当共済制度の改正においては、介護保険制度の対象となつている高齢者関係の施設又は事業については、公費助成を廃止したが、障害者関係の施設又は事業に対する公費助成については、障害者関連施策に係る制度自体の枠組みの変更が検討されている状況であったこと等から維持した上で、その取扱いを将来の検討課題とされた。

今回の制度改正を審議した社会保障審議会福祉部会の報告書(平成27年2月12日)においては、措置制度から契約制度への移行、多様な経営主体の参入など社会福祉事業の供給の在り方が変容する中、社会福祉法人その他の経営主体とのイコールフットイングを図り、国民に対し説明責任を果たせる制度とする必要があること、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するような制度設計とする必要があることとされており、こうした観点から、今後、退職手当金の給付水準の見直し、被共済職員期間の合算制度の見直し、障害者関係の施設又は事業に係る公費助成の見直しを行うこととしたものである。

2 改正の内容

一 退職手当金の算定基準に関する事項

(1) 給付水準の見直し

ア 退職手当金の給付水準については、前回の制度改正(平成18年)において、民間との均衡や制度の安定化を図る等の観点から、当面の措置として当時の国家公務員退職手当制度の支給水準から概ね1割引き下げた。その後、国家公務員退職手当制度において、民間との均衡を考慮して支給水準の見直しが行われ、平成26年7月から本格施行されている。今回、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとする観点から、国家公務員退職手当制度に準拠した支給率に見直すこととし、次のとおりとしたこと(改正法による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」という。)第8条及び附則第3項から第5項まで)。

(ア)退職した者の被共済職員期間が1年以上10年以下の場合

イ)1年以上10年以下の期間 100分の52.2

(イ)退職した者の被共済職員期間が11年以上15年以下である場合

- イ) 1年以上10年以下の期間 1年につき 100分の69.6
- ロ) 11年以上15年以下の期間 1年につき 100分の76.56
- (ウ) 退職した者の被共済職員期間が16年以上19年以下である場合
 - 1) 1年以上10年以下の期間 1年につき 100分の78.3
 - 2) 11年以上15年以下の期間 1年につき 100分の86.13
 - 3) 16年以上19年以下の期間 1年につき 100分の125.28
- (エ) 退職した者の被共済職員期間が20年以上である場合
 - 1) 1年以上10年以下の期間 1年につき 100分の87
 - 2) 11年以上15年以下の期間 1年につき 100分の95.7
 - 3) 16年以上20年以下の期間 1年につき 100分の139.2
 - 4) 21年以上25年以下の期間 1年につき 100分の174
 - 5) 26年以上30年以下の期間 1年につき 100分の139.2
 - 6) 31年以上の期間 1年につき 100分の104.4
- (オ) 退職した者の被共済職員期間が43年以上である場合 (新共済法附則第3項の規定に基づき、当分の間、被共済職員期間は35年とみなす。)
 - 1) 1年以上10年以下の期間 1年につき 100分の130.5
 - 2) 11年以上25年以下の期間 1年につき 100分の143.55
 - 3) 26年以上34年以下の期間 1年につき 100分の156.6
 - 4) 35年目の期間 100分の91.35

- イ 業務上の負傷若しくは疾病による障害の状態になったことにより、又は業務上死亡したことにより退職した者の被共済職員期間が1年以上19年以下の場合の支給乗率は、次のとおりとしたこと (新共済法第9条並びに附則第4項及び第5項)。
 - 1) 1年以上10年以下の期間 1年につき 100分の87
 - 2) 11年以上15年以下の期間 1年につき 100分の95.7
 - 3) 16年以上19年以下の期間 1年につき 100分の139.2

(2) 経過措置
 給付水準の見直しについては、改正法附則第1条第2号に掲げる日(以下「施行日」という。)以後に退職した者について適用し、施行日前に退職した者については、なお従前の例によるものとしたこと(改正法附則第28条第1項)。

また、次のア又はイの場合については、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとみなして、改正法による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という。)及び介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律77号。以下「介護保険法等改正法」という。)附則第25条第2項の規定により計算した退職手当金の額が、新共済法により計算した退職手当金の額よりも

多いときは、その多い額をもってその者に支給すべき退職金の額とすることとしたこと(改正法附則第28条第2項)。
 ア 施行日の前日に被共済職員であった者が、施行日以後に退職した場合
 イ 施行日前に被共済職員でなくなった者で施行日以後にさらに被共済職員となったものが、施行日以後に退職し、かつ、新共済法の規定により施行日前の被共済職員期間と施行日以後の被共済職員期間とが合算される場合
 この場合における旧共済法及び介護保険法等改正法附則第25条第2項の規定により退職手当金の額を計算する場合には、現に退職した日の属する月前(退職した日が月の末日である場合は、その月以前)における新共済法の規定による被共済職員期間の計算の基礎となる最後の6月の本俸の総額を6で除して得た額を新共済令第3条の表の上欄に掲げる区分に当てはめて算出することとしたこと(改正政令第5条)。

二 被共済職員期間の計算に関する事項

被共済職員期間の合算制度については、被共済職員期間が1年以上である場合(被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合を除く)、退職した日から起算して2年以内に退職手当金を請求しないで再び被共済職員となり、かつ、その者が独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)に申し出たときは、退職手当金の計算に際し、前後の期間を合算して算出するところであるが、今回、福祉人材の確保に当たり、社会福祉事業の職場への定着を促進することが重要であるところ、出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復帰しやすき環境を整える観点から、前後の期間を合算する規定について、期間を3年以内に拡大することとしたこと(新共済法第11条第8項)。

なお、合算制度の見直しについては、施行日以後に退職した者について適用し、施行日前に退職した者については、なお従前の例によるものとしたこと(改正法附則第28条第1項)。

三 退職手当金の支給に要する費用に係る国及び都道府県の補助等に関する事項

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)等に関する施設又は事業に係る公費助成の廃止
 公費助成については、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設

又は事業において公費助成が廃止されていることや他の経営主体とのイコールフットイングの観点等から、次の施設又は事業（以下「障害者支援施設等」という。）について、社会福祉施設及び特定社会福祉事業の対象から除外し、特定介護保険施設等として位置付けることで、退職手当金の支給に要する費用に係る国及び都道府県の補助は、行わないこととした（新共済法第2条第1項から第3項まで並びに新共済令第1条、第2条及び第2条の2）。

ア 児童福祉法第34条の3第2項の規定による届出がされた障害児通所支援事業

イ 児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた障害児入所施設

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項の規定による届出がされた障害者総合支援法に規定する障害者支援施設

エ 障害者総合支援法第79条第2項の規定による届出がされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業

オ 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

カ 障害者総合支援法に規定する福祉ホームであって、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

キ 障害者総合支援法第79条第2項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

(2) 既加入職員の経過措置

施行日の前日に被共済職員であった者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの（共済契約者に継続して使用される者であって、施行の際現に存する障害者支援施設等の業務に常時従事することを要するものに限る。以下「既加入職員」という。）については、社会福祉施設等職員とみなして、引き続き公費助成の対象とすることとしたこと（改正法附則第29条）。

なお、施行日の前日に被共済職員であった者については、施行日の前日の勤務場所に関わらず、共済契約者に継続して共済契約の対象となる施設又は事業において使用され、施行日以後に施行の際現に存する障害者支援施設等に勤務している間は公費助成の対象となること（改正法附則第29条）。

(3) 退職手当共済制度改正時の手続
障害者支援施設等については、改正法施行の際現に旧共済法の規定

により成立している退職手当共済契約は、新共済法に規定する特定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなすこととしたこと（改正法附則第26条第1項）。

ただし、施行日前に障害者支援施設等を経営していた共済契約者が、施行日前に機構に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、当該障害者支援施設等の業務に常時従事することを要する者となる者については、被共済職員ではないものとするとしてしたこと。（改正法附則第26条第2項）

なお、改正法施行の際現に障害者支援施設等を経営している経営者が施行日前に旧共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みについては、新共済法に規定する特定介護保険施設等に係る申出とみなすこととするなど、施行日前に旧共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は新共済法の相当の規定によってしたものとみなすこととされたこと（改正法附則第27条）。

(4) 加入及び脱退（契約の解除）の見直し
ア 加入規定の見直し

今回の改正により、障害者支援施設等については、原則として公費助成が廃止されることから、施行日以後は、施設又は事業ごとに経営者が退職手当共済契約の申込みに当たり機構に申し出たもの、又は共済契約者が機構に申し出たものであって、機構による承諾を得たものは、当該申出があつた日において特定介護保険施設等になつたものとみなされるが、平成28年4月30日まで、特定介護保険施設等となつたものとみなされたことにより特定介護保険施設等職員となつた者（同月1日において現に共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等とみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。）については、同月1日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなすこととしたこと（改正政令第6条及び改正政令第4条）。

なお、既加入職員の取扱いは、(2)のとおりであること（改正法附則第29条）。

イ 特定介護保険施設等の申出

特定介護保険施設等が機構に提出しなければならない申出書の記載事項について、新共済令第6条第2項第1号に掲げる施設にあつては、同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数（(5)ア参照）を追加したこと（新共済規則第3条の3）。

ウ 脱退（契約の解除）の見直し

退職手当共済制度からの脱退について、特定介護保険施設等の共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等の業務に従事するす

べての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分について解除することができることとされているが、施行の際に障害者支援施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該障害者支援施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、当該同意を得た被共済職員に関する部分の当該退職手当共済契約を解除することができることとしたこと（改正法附則第30条第1項）。

(6) 措置により入所する者が存在する障害児入所施設の取扱い
ア 公費助成の対象となる職員数の算定方法

今回の改正で、障害者支援施設等に従事することを要する特定介護保険施設等職員については、公費助成が廃止されるが、一方で、障害児入所施設については、児童福祉法に基づき契約により入所する者と同法に基づき措置により入所する者が存在する場合があります。同法第35条第4項の規定による認可を受けた障害児入所施設の業務（同法第27条第1項の規定により同項第3号の措置がとられている児童に係るものに限る。）に従事することを要する特定介護保険施設等職員については、公費助成を維持することとしたこと（新共済法第18条並びに新共済政令第8条）。

この公費助成の対象となる職員数の算定方法については、児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた障害児入所施設であつて、かつ、同法第27条第1項の規定により同項第3号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として算定したものの（以下「措置入所障害児関係業務割合」という。）が率を上回る場合は、その施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数」という。）について公費助成を行うこととしたこと（新共済法第6条第2項第1号）。

なお、措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における当該施設を利用する児童の合計数（当該施設の運営が前年度の3月2日以後に開始された場合には、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数（当該施設の運営が開始された日が月の初目であるときは、その日における当該児童の数）のうち、児童福祉法第27条第1項の規定により同項第3号の措置がとられた児童の数の占める割合とすること（新共済規則第8条の2））。

イ 掛金の取扱い

新共済令第6条第2項第1号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員のうち、措置入所障害児関係業務従事職員は、公費助成の対象となることから、当該施設に係る掛金額は次の(ア)及び(イ)の合計額としたこと（新共済令第6条第2項）。

(ア) 単位掛金額に措置入所障害児関係業務従事職員数を乗じて得た額

(イ) 単位掛金額に3を乗じて得た額に、当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数から措置入所障害児関係業務従事職員数を控除して得た数を乗じて得た額

また、(2)のとおり、既加入職員については、社会福祉施設等職員とみなして掛金の算定を行うこととしたこと（改正法附則第29条）。

さらに、新共済令第6条第2項第1号と既加入職員の両方の特別の対象となる場合については、当該施設に係る措置入所障害児関係業務従事職員数と既加入職員の数を比較し、次の(ア)及び(イ)により、いずれが多い数に係る公費助成を行うこととしたこと（改正法附則第7条第1項）。

(ア) 措置入所障害児関係業務従事職員数が既加入職員の数よりも多い場合は、当該施設における既加入職員を社会福祉施設等職員とみなさない。

(イ) 措置入所障害児関係業務従事職員数が既加入職員の数以下の場合は、当該施設の既加入職員を社会福祉施設等職員とみなし、新共済令第6条第2項第1号の特例を適用しない。

ウ 年度途中に新たに退職手当共済契約が締結された場合における掛金の取扱い

新共済令第6条第2項第1号に掲げる施設であつて、年度途中に新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該事業年度の掛金の額は、単位掛金額に当該契約の申込みの日における(ア)に掲げる数と(イ)に掲げる数を合計した数を乗じて得た額を12で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額としたこと（新共済令第6条第4項）。

(ア) 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数（措置入所障害児関係業務割合が率を上回る場合にあつては、当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「新規措置入所障害

児関係業務従事職員数」という。)を加えた数)

(イ)当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数及び申出施設等職員の数(措置入所障害児関係業務割合が零を上回る場合にあっては、新規措置入所障害児関係業務従事職員数を控除して得た数)に3を乗じて得た数

また、新共済令第6条第2項第1号に規定する施設又は同項第2号に規定する事業所のいずれも経営する場合については、次の(ア)に掲げる数と(イ)に掲げる数を合計した数を乗じて得た額を12で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額としたこと(新共済令第6条第5項)。

(ア)当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

(イ)当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に3を乗じて得た数

エ 掛金届に記載すべき事項等

共済契約者は、毎事業年度、4月1日において使用する被共済職員について、同月末日までに、届書を機軸に提出しなければならぬこととされてきたが、今回の改正により、新共済令第6条第2項第1号に掲げる場合にあっては、同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数を記載事項として追加したこと(新共済規則第3条の3第1項第7号)。

また、前年度の3月2日以後に開始した場合にあっては、その見込数を記載して機軸に提出することとし、その見込数が措置入所障害児関係業務従事職員数と異なる場合は、当該措置入所障害児関係業務従事職員数を記載した届書を、5月31日までに、機軸に提出するものとしたこと。(新共済規則第14条)

(6) 国及び都道府県の補助金の算定方法

国及び都道府県の補助金算定対象額については、当該事業年度における退職手当金の支給に要する費用の額に当該事業年度の初日における社会福祉施設職員等職員の数、措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数を合計した数と同日における被共済職員の数で除して得た数を乗じて得た額としたこと(新共済令第9条)。

なお、既加入職員は、(2)のとおり、社会福祉施設等職員とみなして公的助成を行うこととしたこと(改正法附則第29条)。

第三 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正等について

1 改正等の趣旨

介護人材の確保は、すべての人が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らすための「地域包括ケアシステム」を構築する上で重要な基礎であり、量と質の両面から総合的かつ計画的に推進することが求められている。こうした中、介護職で唯一の国家資格である介護福祉士については、介護職の中核的な役割を担う専門性の高い人材として明確に位置付け、その社会的評価と資質の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

今回の改正は、すべての資格取得ルートに一定の体系的な教育プロセスと国家試験を義務付け、資質の向上を図ることとした平成19年の法改正や、医療的ニーズに対応するため介護福祉士によるたんの吸引等を可能とした平成28年の法改正を踏まえ、働きながら介護福祉士の資格取得を目指す者が必要な研修を受講しやすい環境整備を行うなど、円滑な制度施行を図る観点から見直しを行うこととしたものである。

2 改正の内容

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正

(1) 実務者研修の受講期間の短縮について

平成19年改正法により、3年以上の介護実務経験者が介護福祉士試験を受験する場合、実務者研修の受講が義務付けられ、平成28年度に実施される介護福祉士試験から適用されるが、過去に次の研修を受講した者については、既に履修した科目の受講が免除されることから、実務者研修の受講期間が1月以上あって修了した場合には、受験資格を得られるものとしたこと(現行では6月以上)。(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下「新省令」という。)第21条第3号)

ア 訪問介護員養成研修(1～3級)

イ 介護職員初任者研修

ウ 介護職員基礎研修

エ 喀痰吸引等研修

オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程

(2) その他準ずる課程について

(1)オの準ずる課程は、認知症介護実践者研修及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成23年10月28日社援発1028第1号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者

研修関係) (平成23年10月28日23文科高第721号社援発1028第2号)に基づき他研修等の修了認定の対象となるものとして届け出られた地域の団体等で実施されている研修をいうものであること。

(3) 実技試験の免除について

受講期間が短縮された実務者研修の修了者についても、通常の実務者研修の修了者と同様に、介護福祉士試験の実技試験を免除するものとしたこと。(新省令第22条第3項)

(4) 介護事業者等による登録の要件の明確化

介護事業者等が介護福祉士に喀痰吸引等の業務を行わせる場合の都道府県への登録の要件として、当該介護福祉士が実地研修の前提となる基本研修又は養成課程(実務者研修を含む)の「医療的ケア(喀痰吸引等に関する科目)」を修了していなければならないことを明確化したこと。(新省令第26条の3)

(5) 介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置

3年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、喀痰吸引等研修(3号研修を除く。)を修了したことを証する書類の交付を受けたものについては、当面の間、介護福祉士試験を受けることができるものとしたこと。

なお、本経過措置により受験する者についても、通常の実務経験レベルの者と同様、実技試験を免除するものとしたこと。(新省令附則第1条の2)

二 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則により実務者研修の受講期間を短縮して受験資格が与えられる他研修修了者については、実務者研修の全課程を修了すれば在籍期間が6月未満でも実務者研修の修了証を発行することができるよう、指定基準における修業年限を6月以上から1月以上に短縮するものとしたこと。(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則第7条の2)

なお、この改正に伴う学則(修業年限)の変更については、当面の間、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)第4条第1項による変更承認は必要なく、同条第2項による届出で足りるものとしたので、手続に遺漏のないよう周知をお願いしたい。(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令附則第5項及び社会福祉士

介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令附則第3項

三 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件の制定

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を定める件(以下「指定研修告示」という。)附則第3項により指定研修の課程を修了したものとみなす喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者旨の都道府県知事の認定を受けた者の具体的な範囲については、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者であること。(指定研修告示附則第3項)

- (1) 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成22年度老人保健健康増進等事業(介護職員によるたんの吸引等の試行事業)の研修のあり方に関する調査研究事業)を修了した者
- (2) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について(平成23年10月6日老発第1006号第1号厚生労働省老健局長通知)に基づき研修を修了した者

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年 熊本地震への対応について 1

平成28年 熊本地震への対応について

4月14日午後9時26分頃、熊本県で震度7を観測した「平成28年熊本地震*」地震について、熊本県保育協会・熊本市保育園連盟等を通じて、現地の保育所等の被災状況の把握・情報収集を行っています。

15日午前9:30 現在では保育所等に係る人的被害は報告されていませんが、停電、断水、ガス供給停止等の状況もあり、引き続き状況把握・情報収集を図ります。

*4月15日 10時35分 気象庁発表

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 28 年 熊本地震の被害状況について（平成 28 年 4 月 18 日〔月〕15 時現在）…… 1

平成 28 年 熊本地震の被害状況について （平成 28 年 4 月 18 日〔月〕15 時現在）

4 月 14 日午後 9 時 26 分以降、熊本を中心として断続的に大きな地震が起こっています。被害を受けた地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

地震による被害状況について、現在、熊本県保育協会・熊本市保育園連盟等を通じて把握した会員の被災状況は下記のとおりです。

人的被害の報告はありませんが、園施設・設備の破損、園庭の隆起などが発生しています。

なお、停電、断水、ガス供給停止等もいまだに回復しないことから情報把握が難しい地域もあり、現在も、被害状況や支援ニーズの把握・情報収集に努めているところです。

また、義援金を含めた保育関係の対応は調整中であり、追って、このニュースにて報告いたします。

熊本管内の会員数

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ○熊本県内の全国保育協議会会員 | 563 園（うち市内 125、県下 438） |
| ○ 同 全国保育士会会員 | 6,166 人（うち市内 2,047、県下 4,119） |

1. 人的被害 報告なし

2. 物的被害

●熊本県

- (1) 益城町 公立の 4 園に、園庭のひび割れや給食設備の損壊あり。
私立の 4 園では断水中。

- (2)御船町 公立1園の園舎中央に10センチの段差、園庭に亀裂。保育中止。
公立2園の給食設備破損。
- (3)熊本市 私立5園に、建物壁のひび割れ、照明器具破損、窓ガラス割れなどが発生。
また、水道の水圧が低いことや濁りが発生しているため、私立2園では、給食未実施。
市内の一部園では、4月18日から20日までの保育中止を決定。
- (4)宇土市 私立1園の壁にひび割れ発生。
- (5)玉名市 市内複数園の園舎の壁にひび割れあり。

●福岡県

- (1)みやま市 壁のひび割れが1園。保育は継続中。
- (2)柳川市 5園の壁にひび割れ、窓ガラス破損などが発生。

●大分県

- (1)大分市 壁のクロスに亀裂1園。
- (2)別府市 5園の壁にひび割れやエレベータの故障が発生。
- (3)日田市 1園は4/18朝時点で断水。もう1園では、水が濁っているため、給食を外注食に切り替え。
- (4)由布市 6園の壁にひび割れや濁り水が発生。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・企業主導型保育事業 実施要綱（案）が示される…………… 1
- ・平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集について…………… 1
- ・平成 28 年度 児童福祉週間について…………… 2

企業主導型保育事業 実施要綱（案）が示される

平成 28 年度内閣府予算（子ども・子育て関係）に計上された「事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進」について、新規項目である「企業主導型保育事業」の実施要綱（案）が、内閣府のホームページに掲載されました。

企業主導型保育事業については、本ニュースNo.15-23、No.15-25 で概要をお知らせしたところです。今般の要綱（案）では、企業主導型保育事業の実施方法、事業の内容（利用定員、対象児童、保育従事者、設備基準）等とともに、併せて地域区分・定員区分・保育士比率ごとの基本分単価及び各種加算の額が示されています。

なお、【未定稿・現時点版であり、今後の調整等の結果、今後変更があり得る。】旨の注記がありますので、ご留意ください。

要綱（案）は、以下の内閣府ホームページ掲載の内容をご参照ください。

○企業主導型保育事業 実施要綱（案）

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>仕事・子育て両立支援事業・その他>企業主導型保育事業の概要 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集について

平成 28 年 4 月 15 日、厚生労働省から児童虐待防止対策協議会参加団体（全国保育協議会、他 45 団体）宛に、標記、平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集への協力依頼がありました。

国は、平成 16 年度から児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を行っており、平成 28 年度も、児童虐待防止推進月間の取組の一つとして、国民一人一

人が児童虐待問題に対する理解をより一層深め、主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることを目的として、標語の公募が行われるものです。

標語の応募にあたっては、別添の募集要綱をご参照いただき、募集期間内に以下までご応募ください。

【応募宛先】

①郵送の場合

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県健康福祉部子ども家庭課 標語募集担当 宛

②電子メールの場合

jidou-hyougo@pref.fukui.lg.jp

- ・メールの題名は「標語の応募」としてください。
- ・ファイルを添付する場合は、word、Excel、一太郎又はテキスト形式のいずれかによる。

※応募先は、児童虐待防止推進月間に開催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ふくい」(主催：厚生労働省、共催：福井県、福井市)の共催事務局標語募集担当宛です。

平成28年度 児童福祉週間について

すべての子どもたちが健やかに、家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら夢と希望をもって未来の担い手として個性豊かにたくましく育っていけるような環境・社会を作っていくため、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、主唱三団体(厚生労働省・(社福)全国社会福祉協議会・(公財)児童育成協会)は各種事業・行事を展開しています。平成28年度も、別添の実施要領に基づき、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対し、社会的関心の喚起を行います。

平成28年度「児童福祉週間」の標語は「その笑顔 未来を照らす 道しるべ」(福島県・増戸遥(ましとはるか)さん・13歳)です。

なお、4月14日付で全保協 協議員宛に郵送でお送りした実施要領について、以下の通り修正がありました。本ニュースに添付の実施要領は、修正が反映されたものです。

【実施要領修正箇所】

- ① 実施要領5頁「(4)無料入園等を実施する施設」における「東武ワールドスクウェア」の「期間」を以下に訂正。

(誤)

(正)

5月5日(木)～5月11日(水) → 5月5日(木)～5月8日(日)

- ② 実施要領7-8頁における「(5)児童福祉週間協力依頼団体等一覧」の団体名に誤りがあり、差し替え。

平成 28 年度「児童虐待防止推進月間」標語募集実施要綱

1. 趣 旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策をさらに進めることが必要です。

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています（平成16年度から実施）。

平成28年度も、この取組の一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的に関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行います。

2. 募集内容及び応募資格

(1) 募集内容

児童虐待問題に関し、上記の趣旨を簡潔に表現し、国民一人一人の意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。

(2) 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

3. 募集期間

平成28年4月15日（金）から6月14日（火）。

郵送の場合は、当日消印有効とします。

4. 応募方法

(1) 応募にあたっての注意点

- ・ご自身で創作した未発表の作品に限ります。
- ・作品は一人につき1作品応募可能です。※2作品以上応募の場合は無効です。
- ・応募作品は、返却いたしません。
- ・指定の応募方法による応募以外は無効です。

(2) 個人で応募する場合の方法

郵便はがきにて作品と郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号をご記入の上、下記の宛先へ郵送してください。
電子メールによる応募も可能です。その場合、記入いただく内容は、郵便はがきによるものと同様です。

(3) 学校などで複数人の作品をまとめて応募する場合

（学校以外でまとめて応募することも可能です。）

① 郵送で応募する場合

1 作品ごとに必ず学校名、学年、氏名、年齢を記入してください。

作品を書いた紙（応募数分）と、連絡先（学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名）を記載した紙（1枚）を同封のうえ下記宛先まで郵送してください。

② 電子メールで応募する場合

作品を一覧表にまとめ、メールで送付してください。一覧表には作品ごとに学校名、学年、年齢、氏名を記入してください。一覧表の余白やメール本文に、必ず連絡先（学校の郵便番号、住所、電話番号、担当者氏名）を記載してください。

(4) 応募宛先

児童虐待防止推進月間に開催する「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ふくい」（主催：厚生労働省、共催：福井県、福井市）の共催事務局標語募集担当宛に応募してください。

① 郵送の場合

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県健康福祉部子ども家庭課 標語募集担当 宛

② 電子メールの場合

jidou-hyungo@pref.fukui.lg.jp
メールの題名は「標語の応募」としてください。
ファイルを添付する場合は、Word、Excel、一太郎又はテキスト形式のいずれかによりお願いいたします。

(参考) 過去の標語最優秀作品（平成17年度より募集）	
平成17年度	気づいたら 支えて 知らせて 見守って
平成18年度	あなたの「もしや」が子どもを救う。
平成19年度	きこえるよ 耳をすませば 心のさけび
平成20年度	助けての 小さなサイン 受け止めて
平成21年度	守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ
平成22年度	見すごすな 幼い子どもの SOS
平成23年度	守るのは 気づいたあなたの その勇氣
平成24年度	気づくのは あなたと地域の 心の目
平成25年度	さしのべた その手がこどもの 命綱
平成26年度	ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
平成27年度	「もしかし」 あなたが救う 小さな手

5. 選定

1 作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。

6. 発表

最優秀作品は、9 月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表します。

7. 表彰

11 月 19 日（土）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ふくい」（福井県福井市）で、賞状を授与します。（予定）

8. 標語の活用

今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。

なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

9. 照会先

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策推進室
TEL 03-5253-1111（内線：7800）

平成28年度「児童福祉週間」実施要領

- 1 名称
平成28年度「児童福祉週間」
- 2 趣旨
子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会を作っていくことが重要である。
このため、政府では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実、社会的養護の推進及び児童虐待防止対策の強化に取組み、子どもが健やかに育つための総合的な対策を進めている。
- 3 標語
「その笑顔 未来を照らす 道しるべ」
平成28年度「児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された増戸 遙さん(福島県 13歳)の作品
- 4 期間
平成28年5月5日(木)から5月11日(水)までの1週間。
ただし、地域の実情による期間の延長等(5月末日までに限る)は差し支えない。
- 5 主催
厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会
- 6 運動項目
次の内容を中心に、運動を展開する。
(1) 児童福祉の理念の普及
少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・ラジオ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (2) 家庭における親子のふれあい促進
子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。
また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。
- (3) 地域における児童健全育成活動の促進
児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、自然の体験学習、社会参加活動を通じて子どもの心の成長や主体性をはぐくむように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。
さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中高生等の居場所づくりを促進する。
- (4) 児童虐待への適切な対応
国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。
また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。
- (5) 母子の健康づくりの推進
母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子健康センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。
- (6) 多様化する保育需要等への対応
女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所等における延長保育、休日保育や一時預かり事業等の多様な保育の充実を努める。また、保育所を利用してしている児童が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所や児童館等の役割について広報・普及に努める。
- (7) 障害のある子ども等に対する理解の促進
障害のある子ども等に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、

5

障害のある子どもも障害のない子どもも日々の生活や遊びを通じて、共に育ち合
うことが大切であり、障害のある子ども等があらゆる活動に参加できるように努
める。

7 関係市等における取組

(1) 厚生労働省における取組

①子どもたちによる「こいのぼり」の掲揚と、「児童福祉週間」標語募集での最優
秀作品受賞者の表彰式

期 日：平成28年4月25日(月)
場 所：厚生労働省正面玄関広場(雨天時、厚生労働省低層棟2階講堂)
内 容：ア 保育所児童と来賓者による「こいのぼり」の掲揚
イ 平成28年度「児童福祉週間」標語の受賞者の表彰式

②月刊「厚生労働」における特集記事の掲載

標題：「平成28年度児童福祉週間の行事について」
内容：週間中の主な行事や取組を紹介

(2) 中央省庁における取組

①「こいのぼり」の掲揚

4月25日(月)～5月11日(水)までの期間において、内閣官房、
人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館の各庁
舎において「こいのぼり(日本鯉のぼり協会より寄贈)」を掲揚する。

②国営公園等の無料入園の実施(5月5日(木))

- ・ 国営滝野すずらん丘陵公園(北海道札幌市) <中学生以下>
- ・ 国営みちのく社の湖畔公園(宮城県柴田郡川崎町) <中学生以下>
- ・ 国営ひたち海浜公園(茨城県ひたちなか市) <中学生以下>
- ・ 国営武蔵丘陵森林公園(埼玉県比企郡滑川町) <中学生以下>
- ・ 新宿御苑(東京都新宿区) <中学生以下>
- ・ 国営昭和記念公園(東京都立川市) <中学生以下>
- ・ 森林総合研究所多摩森林科学園(東京都八王子市) <中学生以下>
- ・ 国営アルプスあづみの公園(長野県安曇野市、大町市、松川村) <中学生以下>
- ・ 国営越後丘陵公園(新潟県長岡市) <中学生以下>
- ・ 国営明石海峡公園(兵庫県神戸市・淡路市) <中学生以下>
- ・ 国営備北丘陵公園(広島県庄原市) <中学生以下>
- ・ 国営讃岐まんのう公園(香川県仲多度郡まんのう町) <中学生以下>
- ・ 国営海の大道海浜公園(福岡県福岡市) <中学生以下>
- ・ 国営吉野ヶ里歴史公園(佐賀県神埼市、神埼郡吉野ヶ里町) <中学生以下>
- ・ 国営沖縄記念公園(沖縄県国頭郡本部町、那覇市) <中学生以下>

8 地方公共団体における取組

(1) 都道府県・指定都市・中核市の児童福祉週間における主な取組行事等(別紙1)

(2) 地方公共団体における取組行事等を厚生労働省ホームページで紹介

トツページ「分野別の政策」の“子ども・子育て”
→ “子ども・子育て支援”
→ “平成28年度児童福祉週間について”
→ “地方公共団体における取組”

(3) 無料入園等を実施する主な施設

施設(団体)名	期間	取組	対象
網走市立総合体育館、市民ホール (北海道網走市)	5月5日(木)	入場料無料	中学生以下
子ども科学館・原敬記念館 (岩手県盛岡市)	5月5日(木)	入園料無料	中学生以下
角田市屋内温水プール (宮城県角田市)	5月5日(木)	入場料無料	中学生以下
郡山市開成館 (福島県郡山市)	5月5日(木)	入場料無料	全員
新潟市アサヒアレスツクスアスナリ ーナ(新潟県新潟市)	5月5日(木)	入場料無料	高校生以下
コニカミノルタサイエンス (東京都/王子市)	5月5日(木)	入館料・観覧料 無料	小学生以下
東武川俣健康福祉センター 室内プール (東京都八王子市)	5月5日(木)	利用料無料	中学生以下
神奈川県教育文化施設(記念館三笠・ シルク博物館・岩崎ミュージアム) (神奈川県)	5月5日(木)～ 11日(水)	入場料無料・観覧 ※各施設による	各施設による
幸田町民ホール (愛知県幸田町)	5月3日(火)～ 5月5日(木)	利用料無料	中学生以下
京田辺市 田辺公園プール (田辺公園プール) (兵庫県姫路市)	5月5日(木)	入場料無料	中学生以下
姫路市立水族館 (兵庫県姫路市)	5月5日(木)	入館料無料	12歳未満
芦屋湯会館 (兵庫県西宮市)	5月5日(木)	イベント無料(こ ども制服体験)	小学生以下

9 関係団体による取組

(1) 平成28年度「児童福祉文化賞」

① 表彰式

期 日：平成28年5月11日(水)
場 所：厚生労働省内会議室(予定)
主 催：(一財)児童健全育成推進財団、(公財)児童育成協会
内 容：平成27年度において、社会保険審議会から推薦された児童福祉
文化財のうち、特に優れた作品に対して児童福祉文化賞等を授与

② 発表会

期 日：平成28年4月29日（金・祝）
 場 所：明治安田生命ホール（東京都新宿区）
 主 催：（一財）児童健全育成推進財団、（公財）児童育成協会
 内 容：児童福祉文化賞推薦作品の公演

(2) 児童福祉施設関係者による「こいのぼり」の掲揚式

期 日：平成28年4月25日（月）
 場 所：新霞が関ビル正面玄関前
 主 催：（社福）全国社会福祉協議会
 内 容：「児童福祉週間」標語の発表、「こいのぼり」の掲揚

(3) こどもの国の取組

ア 「こどもの国春まつり」の開催
 期間：平成28年5月3日（火・祝）～5月5日（木・祝）
 場所：こどもの国（横浜市青葉区奈茂町700）
 内容：（ア）ヒーローショー（5月3日）〈中央広場〉
 （イ）カブトをつくろう（5月3日～5日）〈中央広場〉
 （ウ）自然スタンプアピロウ（5月3日～5日）〈正面入口〉
 （エ）大道芸に挑戦しよう（5月3日～5日）〈中央広場〉
 （オ）けん玉教室（5月3日～5日）〈中央広場〉
 （カ）かぞぐるまつくり（5月3日～5日）〈中央広場〉
 （キ）パフオーマンスショー（5月4日・5日）〈中央広場〉
 イ こどもの国における無料入園の実施（中学生以下）

(4) 無料入園等を実施する施設

施設（団体）名	期間	取組	対象
由利高原鉄道 （秋田県由利本荘市）	4月9日（土）～ 5月8日（日）	運賃無料	小学生以下
みちのく社の湖畔公園 （宮城県柴田郡川崎町）	5月5日（木）	入園料無料	中学生以下
阿武隈急行線 （福島県伊達市）	5日5日（木）	フリー乗車券販売	小学生以下
つくばエクスプレスセンター （茨城県つくば市）	5日5日（木）	入館料割引	高校生以下
真岡鐵道 真岡線 （栃木県真岡市）	5月5日（木）	乗車料無料	小学生以下
東武ワールドスクウェア （栃木県日光市）	5月5日（木）～ 5月8日（日）	入園料無料	小学生以下
切手の博物館 （東京都豊島区）	5月5日（木）～ 5月8日（日）	入館料無料	中学生以下
東武博物館 （東京都墨田区）	5月5日（木）～ 5月11日（火） ※9日（月）休館	入館料無料	中学生以下

東武鉄道株式会社・東武動物公園駅 （東京都墨田区）	5月5日（木）	イベント無料（こども制身体験）	小学生以下
東武トレジャーカーデジ （東京都墨田区）	5月5日（木）	入園料無料	小学生以下
こどもの国 （神奈川県横浜市青葉区）	5月5日（木）	入園料無料	中学生以下
MOA美術館・箱根美術館 （静岡県熱海市）	通年	入館料無料	中学生以下
高尾山さる園・野草園 （東京都八王子市）	5月5日（木）	入園料半額	3歳以上
こどもの国 （神奈川県横浜市中区）	5月5日（木）	入園料無料	中学生以下
電車とバスの博物館 （神奈川県川崎市宮前区）	5月5日（木）	乗車券プレゼント	中学生以下
箱根 芦ノ湖遊覧船 （神奈川県足柄下郡箱根町）	5月5日（木）	乗船料無料	小学生以下 （大人同伴）
箱根 十国峠ケーブルカー （静岡県田方郡函南町）	5月5日（木）	乗車料無料	小学生以下 （大人同伴）
伊豆の国パノラマパークロープウェイ （静岡県伊豆の国市）	5月5日（木）	乗車料無料	小学生以下
日本平ロープウェイ （静岡県静岡市）	5月5日（木）	運賃料無料	小学生以下
小室山観光リフト （静岡県伊東市）	5月5日（木）	乗車料無料	小学生以下
杉本美術館 （愛知県知多郡美浜町）	5月7日（金）～ 5月11日（水）	入館料無料	中学生以下
岐阜乗合自動車株式会社 （岐阜県岐阜市）	3月19日（土）～ 5月15日（日）	土日限定全線フリー ー1日乗車券発売	全員
びわ湖パレイ （滋賀県大津市）	5月5日（木）	乗車料無料	小学生以下
神戸海洋博物館、神戸ポートタワー （兵庫県神戸市）	5月5日（木）	入場料無料	小学生・中学生
錦川鉄道（錦町駅～岩国町駅） （山口県岩国市）	5月5日（木）	運賃無料	イベント参加 小学生
琴平海洋博物館（海の科学館） （香川県多度津郡琴平町）	5月5日（木）	入館料半額	高校生以下

平成28年度「児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目次

「児童福祉週間」とは 10

運動項目

第1 児童福祉の理念の普及 11

第2 家庭における親子のふれあい促進 12

第3 地域における児童健全育成活動の促進 13

第4 児童虐待への適切な対応 14

第5 母と子の健康づくりの推進 15

第6 多様化する保育需要等への対応 16

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進 17

「児童福祉週間」とは

(1) 「児童福祉週間」は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和22年より、毎年、5月5日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。

子どもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは極めて重要な課題となっている。

(2) 本年度の「児童福祉週間」標語は「その笑顔 未来を照らす 道しるべ」(増戸 運 (ましと はるか) さん 福島県 13歳の作品) これは、平成27年9月1日～10月20日まで全国公募を実施し、4,751作品の応募作品の中から選定された作品である。

(3) 「児童福祉週間」の期間は、本年5月5日(火)から5月11日(月)までの1週間としている。ただし、地域の実情によつて期間の延長等(5月末日までに限る)を行うことは差し支えない。

(4) 「児童福祉週間」は、厚生労働省、(社)全国社会福祉協議会及び(公財)児童育成協会が主催するものである。

(5) 関係府省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。

(6) 主な運動項目として、7項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、次世代を担う子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努める。

このため、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体による子育て家庭の支援について、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条第1項に「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」となわれている。
- (2) 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及を図るとともに、幅広く住民の参加が得られるよう、また、これまで以上に子どもの声も反映させながら、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、新聞・マスコミ、民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

子ども自身の不安や悩み、子どもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭で子どもが健全に育つには、子どもが自分のことができることは自分で行ったり、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を担い、支え合う家族関係が必要である。
また、学校教育や地域社会など様々な社会とのかわりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝えはぐくむことや、家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。
- (2) 「児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方を子どもに伝え、子どもが日頃から感じていた不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。
また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感したり、人への関心や共感を高めるなど、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。
- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少していることから、親子で一緒に料理づくりや食事をするにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などで子どもに遊びを提供し、子どもが異年齢集団の中での遊びや、自然の体験学習、社会参加活動を通じて子ども心の成長や主体性をはぐくむように努める。また、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

さらに、青少年の非行・いじめ・自殺の問題や、ひきこもりなどが深刻化していることから、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。

- (1) 少子化が進むことにより、同年代の仲間とかわる機会が子どもたちから奪われつつある。そして、子どもにとって健全に育ちにくい社会となっている。
- (2) 「児童福祉週間」を契機として、子どもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、異年齢集団の中における遊びを活性化させるとともに、自然体験の学習や社会参加活動を通じて、子どもの社会性を培っていくことが望まれる。
さらに、各地の町村・自治会・地域活動連絡協議会（母親クラブ）等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、子どもにとって安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。
- (3) 市町村においては、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な取組を推進し、また、子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成、子どもと他世代との交流等を行う地域子育て支援拠点事業を推進する必要がある。
- (4) ここ数年、青少年の非行の増加やひきこもりなどが深刻化していることから、中・高校生等が地域とかわわり、交流する機会の促進や地域における拠点の確保、居場所づくりの推進をすることが、子どもの健全育成の観点からも重要である。

第4 児童虐待への適切な対応

国・地方自治体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。
また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

- (1) 虐待により子どもの命が奪われるなど、重大な事件が依然として後を絶たない状況であり、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき深刻な問題である。このため、虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援までの一連の対策が必要となっている。
- (2) 児童虐待への対応にあたっては、児童相談所や市町村をはじめ、医療機関、学校、警察、民生委員・児童委員、民間団体等が緊密に連携・協力していくことが必要であり、これらの関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要である。
- (3) また、虐待の発生予防として、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を積極的に行うことが重要であり、市町村による乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援訪問事業等の実施が必要である。
- (4) さらに、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、広報・啓発活動が重要であり、民間団体を中心となって実施している「オレンジリボン運動」等の活用など、自治体、関係機関などが相互に連携していくことが望まれる。
- (5) 「児童福祉週間」においては、地域に根ざした児童虐待防止活動を促進するとともに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的なかわりをもっていたりするための意識啓発を図り、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めることにより、すべての子どもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会づくりを目指すものである。

第5 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、母子保健センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に進展し、乳児死亡率は世界最高の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、子どもを生き育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、「児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなってきていることから、地域の子育て経験者による育児相談の開催等、「児童福祉週間」中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第6 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消や、保育所における延長保育、休日保育や一時預かり事業等の多様な保育の充実に努める。また、保育所を利用してはいる児童が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるように、「こいの壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、相談・支援等の活動を通じて地域における子育て支援拠点として保育所や児童館等の役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育については、女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化していることや、就業希望者の潜在的な保育ニーズにも対応するため、特に都市部を中心とした待機児童の解消を図るとともに、延長保育、休日保育や一時預かりについて着実に推進することとしている。
- (2) また、子どもが小学校に進学した後も子育てと仕事の両立ができるよう、放課後児童クラブの充実に努めていくこととする。
- (3) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、保育所等を活用した地域における母親等に対する相談、仲間づくり、相互交流を行う地域子育て支援拠点事業を実施するなど、全国に2万か所以上ある保育所が地域における子育て支援拠点としての役割を担うようその活動の充実、強化を図っていくことが必要である。
- (4) さらに、近年の急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、就学前の子どもの多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できる施設である認定こども園について、地域の実情に応じてこの制度が十分に活用されることが期待される。
- (5) 「児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第7 障害のある子ども等に対する理解の促進

障害のある子ども等に対する地域住民一人ひとりの理解を促進するとともに、障害のある子どもも障害のない子どもも日々の生活や遊びを通じて、共に育ち合うことが大切であり、障害のある子どもがあらゆる活動に参加できるように努める。

(1) 国の障害者施策については、障害者総合支援法において、地域で安心して暮らせる社会を構築するため、各種の施策を推進するとともに、児童福祉法において、国、地方自治体等が相互に連携を図りながら児童福祉の向上に努めているところである。

また、発達障害児については、平成17年に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援体制の整備を進めているところである。
 (2) こうした観点から、「児童福祉週間」の行事としては、障害のある子ども等が積極的に参加できる機会の提供はもとより、障害のない子どもや地域住民との交流やふれあいを通じて相互の理解を深める契機となることが望まれる。各自治体においては障害児施設をはじめ、地域のさまざまな関係機関・団体等が連携して取り組めるよう広報啓発等をお願いしたい。なお、毎年4月に実施される「世界自閉症啓発デー」の内容等も踏まえた取組も期待される。

(別添1)
都道府県・指定都市・中核市の児童福祉週間の主な取組行事等

都道府県名等	開催予定時期	行 事 名	主催(後援)	会 場	備 考
【北海道】 札幌市	4月下旬 5月5日 5月5日～5月11日	こいのぼり授賞式 「こどもの日」臨時開館 こどもの日行事	共催 主催 主催	市役所庁舎前広場 市内児童館 市内児童館	市内児童館 児を招き実施 期要中に各児童館でこども の「日」行事を実施
旭川市	4月23日～ 5月11日	特設・ポスター展	共催	児童センター	
【青森県】	4月29日	児童職業施設地域交流会	共催	青森市立区役所	入所児童と他 無住民との交 流、里親との交 流、児童とのふ れあいなど 管内関係機関 等 児童を対象に 施設紹介など
【岩手県】	5月8日 4月下旬	こじやらっつとひらば こいのぼり授賞式	主催	アピオをおもひ 県庁前広場(ほか出 先機関)	園児によるこ いのぼりの地 盤、遊戯披露 等
盛岡市	平成28年5月 平成28年5月 平成28年5月	受け受け運動 施設の無料開放 児童福祉施設会	共催 共催	盛岡市立区役所 子ども科学館など 盛岡市総合福祉セン ター	施設の無料開 放
【宮城県】	4月23日～5月 12日 4月27日～5月8 日	第1回子どもの大鑑賞会 子どもの権利に関するパネル展 こどもの記念行事	主催 共催 主催	宮城県児童館 宮城県庁舎1階ロビー 議事室	宮城県ユニセ フ協会と共催 児童福祉施設 入所児童を達 園地へ招待す る
仙台市	5月14日	こどもの記念行事	主催		
【秋田県】	4月中旬～5 月中旬 5月5日	「第58回こどもの読書週間」関連展示 向読子どもスタンプラリー	主催	秋田県立図書館 県立総合センター、県 立野球場、県立武道 館	
【山形県】	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
	5月5日	読書週刊と学童を楽しく読ませよう 「こどもの読書週間」	主催	秋田県児童館	
5月6日、1 5月7日 5月7日 5月8日 5月8日 5月8日	親子で遊ぼう 絵本の読み聞かせ ついで遊ぼう クワガタサンデー なわいびん おぼえイナ	主催 主催 主催 主催 主催 主催	秋田県児童館 秋田県児童館 秋田県児童館 秋田県児童館 秋田県児童館 秋田県児童館		
4月下旬 5月6日 4月下旬～5月 15日	こいのぼり授賞式 こどもの日まつり 世界児童館調展	主催 主催 主催	山形県庁前 やまぎんこども館 やまぎんこども館		

派遣所属名等	開催予定時期	行 事 名	主権・後援別	会 場	備 考
【委託】 高松市	平成28年4月18日	児童福祉推進記念表彰式	主権	高松市児童福祉部	児童福祉功労者・功勞団体の表彰
【委託】 高松市	平成28年5月2日～8日	子どもフエンス	主権	豊田こどもの園	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月3日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月5日～8日	遊びのプログラム等を実施	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施

派遣所属名等	開催予定時期	行 事 名	主権・後援別	会 場	備 考
【委託】 高松市	平成28年5月1日	お菓子づくり(クッキー)	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月1日～5月5日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月4日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施
【委託】 高松市	平成28年5月14日	児童館こいのぼりがいつぱいプロジェクト	主権	児童総合センター	親子を対象に遊びのプログラム等を実施

都道府県名等	開催予定時期	行 事 名	主催・後援別	会 場	備 考
	4月25日～5月10日	なんふふのこいのぼりがいつのぼいプロジェクト	主催	松山市南郷児童センター	区内と区内にこいのぼりを掲げる
	5月5日	なんふふキョウラント	主催	松山市南郷児童センター	子どもとその保護者対象
	5月7日	なんふふ60歳の日プログラム	主催	松山市南郷児童センター	乳幼児とその保護者対象
	5月11日	なんふふキョウカラフェ	主催	松山市南郷児童センター	乳幼児とその保護者対象
	4月下旬	こいのぼりを作り隊っ！	主催	松山市新玉児童館	幼児とその保護者対象
	5月1日	トッポキョウラスター	主催	松山市新玉児童館	小学生対象
	5月7日	子ども喫茶	主催	松山市新玉児童館	小学生対象
	4月中旬～5月上旬	みぶでこいのぼりプロジェクト	主催	松山市東玉児童館	子どもとその保護者対象 区内と区外にこいのぼりを掲げる
	5月7日	みぶでトッポキョウ大会	主催	松山市東玉児童館	小学生対象
	4月下旬～5月上旬	こいのぼり製作	主催	松山市久米児童館	幼児とその保護者対象
	5月上旬	トッポキョウ大会	主催	松山市久米児童館	小学生対象
	5月上旬	土曜日親子たいそり広場	主催	松山市久米児童館	小学生対象
	4月27日～4月27日	こいのぼりがいつのぼいプロジェクト	主催	松山市久米児童館	幼児とその保護者対象
	4月27日	親子でこいのぼり作り	主催	松山市久米児童館	小学生対象
	4月28日	みんなでバスダンス	主催	松山市久米児童館	小学生対象
	5月12日	Mama's CAFE	主催	松山市久米児童館	小学生対象
	4月下旬～5月上旬	でらぶさこいのぼり作り	主催	松山市柳野児童館	手作りこいのぼり等の掲揚
	5月	ちびっこ合唱練習会	主催	松山市柳野児童館	保護者対象
【高知県】	平成28年5月3日、4日	若林保育園支援イベント「おきやんと2」	主催	アムライとくしま	
香川県	平成28年5月6日(1) / 10日(2)	旗の日のプレゼント作り(1) / 絵本の読み聞かせ(2)	主催	子育て支援センターちびっこルーム	予約制
上松町	平成28年5月19日	親子で神社を作って遊ぼう	主催	子育て支援センターちびっこルーム	予約制
【高知県】	平成28年5月	こどもと果知事のこいのぼり掲げ	主催	高知県立美術館 東側広場	
【長崎県】	4月下旬	知事と子ども達による旗のぼり掲揚式	主催	県庁広瀬南駐車場	児童による旗のぼり掲揚
長崎県 佐世保市	4月下旬頃 未定 5月5日	知事の子童遊園地施設訪問 児童遊園地施設市長訪問(予定) 第2回さやまわんぱくひろば	主催 主催 共催	児童遊園地施設 未定 佐世保市体育文化館及び新公園	
【大分県】	平成28年5月半	東大分短期大学幼児教育学科「児童遊園地施設」履修生との交流会	主催	中津児童相談所	児童説明、見学、意見交換等
【鹿児島県】	平成28年5月半	児童遊園地施設説明会	主催	中津児童相談所	
鹿児島県 鹿児島市	4月下旬	こいのぼり掲揚式	主催	県庁前庭	児童遊園地等の参加
鹿児島県 鹿児島市	5月5日～11日	りぼんかんフェスティバル	主催	子育て支援センター(りぼんかん)	約5、80人参加予定
【沖縄県】	4月中旬～5月上旬	こいのぼり掲揚式	主催	新羅園児童遊園地 保健センター 児童相談所	保育園児が参加
那覇市	4月	こいのぼり掲揚式典	主催	那覇市教育本庁舎	

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て支援に係る災害対応について【事務連絡：平成28年4月20日】が発出 1
- ・平成28年熊本地震への支援を目的とした保育三団体合同の募金活動を実施します…… 1

子ども・子育て支援に係る災害対応について 【事務連絡：平成28年4月20日】が発出

4月14日午後9時26分以降、熊本を中心として断続的に大きな地震が起こっています。被害を受けた地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

4月20日、事務連絡「子ども・子育て支援に係る災害対応について」が都道府県、指定都市、中核市宛に発出されました。

「平成28年熊本地震」により被災された保護者等に係る対応について、①被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額が減免可能であることならびに減免部分は国庫補助の対象であること、②利用定員を超えての弾力的運用が可能であることについて周知されています。詳細については、別添1の事務連絡をご確認ください。

また、これに先立つ4月17日、児童福祉関係団体宛に、事務連絡「災害により被災した保育所等への対応について」が別添2の通り発出されており、そこでも、保育料の減免措置ならびに、定員超過時に公定価格を減額しないことにもふれています。

なお、同事務連絡の要請を踏まえ、保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）が相互に連絡をとり合い、被災地域の状況把握及び周知にむけた対応を図っているところです。

平成28年熊本地震への支援を目的とした 保育三団体合同の募金活動を実施します

平成28年熊本地震で被災された会員への支援を目的とした、保育三団体（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）合同での募金活動の実施について、本日（4月22日〔金〕）、三団体間での確認がなされました。

現在、口座開設をはじめとする各種準備の最終段階にあり、確定次第、本ニュースならびに全国保育協議会ホームページにてお知らせします。

事務連絡
平成28年4月20日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府 子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)

標記について、貴管内の市町村において、「平成28年熊本地震」により被災された保護者等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別のご配慮を賜りますようお願いいたします。
各都道府県におかれては、内容について十分に御知知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今後の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがありますので、あらかじめ御承知おさください。

記

1. 被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額について

子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第24条第1項等に基づき、支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合等には、市町村の判断により、利用者負担額を減免することができます。また、この場合、減免した部分につきましても国庫負担等の対象となります。

ついては、被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額について、特別の御配慮をお願いいたします。

2. 利用定員について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第22条及び第40条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨定められております。
ついては、各施設における利用定員の弾力化について、特別の御配慮をお願いします。

(以上)

【連絡先】

内閣府 子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当) 付 TEL: 03-5253-2111(代表) 内線 38339 FAX: 03-3561-0992	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 TEL: 03-6734-4111(代表) 内線 3139 FAX: 03-6734-3736	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 TEL: 03-5253-1111(代表) 内線 7962 FAX: 03-3595-2674
--	--	---

(別紙)

【参照条文】

〇子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抜粋)

第二章 子ども・子育て支援給付

第三節 子どものための教育・保育給付

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)とする。

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 (略)

(特別施設型給付費の支給)

第二十八条 (略)

2 特別施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

3～5 (略)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 (略)

- 2 (略)
 - 3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
 - 一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）
 - 二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
 - 4～8 (略)
- (特別地域型保育給付費の支給)
- 第三十条 (略)
- 2 特別地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める額とする。
 - 一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。）前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
 - 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
 - 四 特別保育 特別保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

- 〇子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）（抜粋）
- (施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)
- 第二十三条 (略)
- 2 (略)
 - 3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。
 - 一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条、第十四条又は第十四条の二に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
 - 九 特別保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条から第十四条の二までに定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額（施設型給付費等負担対象額の特例）

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。）に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減しよう法第二十七条第三項の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。）、特別施設型給付費（法第二十八條第一項の特別施設型給付費をいう。次項において同じ。）、地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）又は特別地域型保育給付費（法第三十条第一項の特別地域型保育給付費をいう。次項において同じ。）に關しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 (略)

○子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）(抜粋)

第五章 費用等

(令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由)

第五十六条 令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二～四 (略)

(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)

第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2 (略)

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

(抜粋)

第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第二節 運営に関する基準

(定員の遵守)

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。

ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第二節 運営に関する基準

(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(以上)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

災害により被災した保育所等への対応について

「熊本県・熊本地方を震源地とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要な高齢者、障害者等(子どもを含みます。)の要援護者の受け入れに係る緊急的対応及び職員の応援派遣について、別紙のとおり、各都道府県・指定都市・中核市あてに事務連絡を发出させていただきます。

保育所等の安全対策、避難対策等にも柔軟に対応いただいているところと承知してはいますが、別紙内容について、貴団体の所属会員に確実に周知いただきますようお願いいたします。

また、被災地域における保育所等の状況把握や保育所等への支援などについて、下記に掲げる事項により、必要な支援等への配慮をお願いいたします。

なお、利用児童以外の子どもを含めた保育所等での受け入れの弾力化や被災した方に対する保育料の減免措置などについては、都道府県等に対しあらかじめ通知を发出する予定ですので、貴団体の所属会員に対しても、あらかじめ周知方よろしくをお願いいたします。

また、この事務連絡における「保育所等」は、保育所や認定こども園のほか、地域型保育事業を含めてお考えください。

記

1 被災地域における保育所等の状況把握について
被災地域にある保育所等の物的・人的被害の状況や、開所できているかどうか、開所できない場合、その問題点(断水・給食設備の損壊等)について早急に把握に努めていただきますようお願いいたします。

2 被災地域における保育所等の対応について
開所が可能な保育所等において、開所ができない保育所等を利用する子どもや緊急的に一時的な預かりが必要な子ども等について、自治体と連携し定員超過による受け入れを行うなどの支援を行っていただくよう、貴団体の被災地域の支部や所属会員に対し、積極的に関知を図っていただきますようお願いいたします。

この場合、定員を超過した子どもの受け入れにより公定価格が減額となる取扱いに係る利用人数の算定上は、当該児童は含めない等配慮を行う予定です。

また、こうした特例的な受け入れに必要となる物資や保育士など必要となる人員について、県域を超えて物資支援や保育人材の派遣ができるよう、貴団体として必要な支援を行うなど配慮いただきますようお願いいたします。

3 被災した保育所等に対する支援について
今回の震災により被災した保育所等のうち、被害が大きく、開所ができない保育所等について、上記1により把握した保育所等の被害状況を踏まえ、また、自治体からの要請があった場合、早期に保育所等の機能が回復できるよう、被災地域や近隣の団体支部又は貴団体から、直接、おむつやミルク、離乳食等必要な物資の支援、必要となる保育士の派遣の支援など配慮をお願いします。

4 被災地域における保育所等による支援について
避難所等において、おむつやミルク、離乳食等の物資の不足等がある場合にその提供を行うことや、避難所等における一時預かりを含めた子どもへの支援を行うなど、自治体と連携し、保育所等が自主的に被災地域での支援を行っていただくよう、積極的に周知を図っていただきますようお願いいたします。この場合、支援を行う保育所等に必要となる支援を行っていただくよう、被災地域や近隣の団体支部、所属会員に周知いただくとともに、貴団体自身も支援を行っていただくよう配慮をお願いします。

5 被災地域の復旧に向けた中長期的な支援について
復旧が長期化する保育所等や被災した一部の方は引き続き支援が必要となることが想定され、この場合、中長期的に支援を行っていくこととなることから、貴団体におかれましては、状況を注視しつつ、自治体や団体支部、所属会員と連携し、被災地域の保育所等において子どもを柔軟に受け入れなどが継続して行えるよう、あらかじめ支援体制を検討していただくようお願いいたします。

6 これらの支援に当たっては、物的・人的支援を被災地に安定的かつ速やかに投入する体制整備が必要不可欠であることから、被災地域や近隣の団体支部等と連携・調整し、現地での物資の供給ルートや派遣する人員の受け入れ体制の確保について配慮願います。

(別紙)

事務連絡
平成28年4月17日

都道府県
指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について

1. 「熊本県熊本地方を震源とする地震」の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、緊急的措置として社会福祉施設（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、要援護者の受入れに係る対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

2. 被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保が困難な施設については、広域的な調整を行いつつ、他施設からの職員の応援派遣について、関係団体や個別の施設設置者への協力要請などにより必要な対応を図っていただくようお願いいたします。なお、厚生労働省から関係団体に対して、既に協力要請を行っていることを申し添えます。

また、都道府県間での派遣が必要となった場合には、国において調整を図ることとしていますが、具体的内容については、後日お知らせしますので、ご了解下さい。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 保育三団体被災地支援募金を実施します～受入口座開設のご案内～…………… 1

保育三団体被災地支援募金を実施します ～受入口座開設のご案内～

本ニュースNo.16-08でお知らせした、平成28年熊本地震で被災された会員への支援を目的とした、保育三団体（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）合同での募金活動について、今般、受入口座が開設され、実施いたしますので、以下ご案内いたします。

保育三団体被災地支援募金

金融機関：三菱東京UFJ銀行

支店名：浅草橋支店（069）

口座番号：普通預金 0286561

口座名義：公益社団法人 全国私立保育園連盟

保育三団体被災地支援募金

会長 近藤 遼（コンドウ ツヨシ）

* 窓口では「保育三団体被災地支援募金」で振込手続きが可能です。

（ホイクサンダントイヒサイチシエンボキン）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 <http://www.zenhokyo.gr.jp> 〕

—今号の目次—

- ・平成28年熊本県熊本地方の地震に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて【事務連絡】
発出 1
- ・保育三団体被災地支援募金の実施について 2

平成28年熊本県熊本地方の地震に伴う保育所等の 人員基準の取扱いについて【事務連絡】発出

平成28年熊本県熊本地方の地震の発生に伴い、「高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について」（平成28年4月17日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課他連名事務連絡）により、職員の確保が困難な施設について『他施設等からの職員の応援派遣』について、対応が要請されているところです。

今般の事務連絡は、派遣元の保育所等において、被災地に保育士等を派遣したことで保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられることから、人員、設備等の基準の適用に係る、利用児童の処遇に影響が生じない範囲での配慮について、周知されたものです。他施設等への応援派遣にあたっては、本取扱いにご留意ください。

保育三団体被災地支援募金の実施について

平成 28 年熊本地震で被災された会員への支援を目的とした、保育三団体（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）合同での募金活動について、本ニュースNo.16-08・09 でお知らせしたところです。

以下の口座が開設され実施しております。また、募金に係る領収書の発行依頼様式について次頁の通りご案内いたします。

保育三団体被災地支援募金

募金期間：平成 28 年 4 月 22 日～平成 28 年 9 月 30 日

金融機関：三菱東京UFJ銀行

支店名：浅草橋支店（069）

口座番号：普通預金 0286561

口座名義：公益社団法人 全国私立保育園連盟

保育三団体被災地支援募金

会長 近藤 遼（コンドウ ツヨシ）

* 窓口では「保育三団体被災地支援募金」で振込手続きが可能です。

（ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

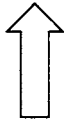
※領収書の発行については、平成 28 年度保育三団体協議会事務局（全国私立保育園連盟）

宛に別添依頼書により、FAX・MAIL 等でお問い合わせください。

※お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

【公益社団法人全国私立保育園連盟 事務局】TEL. 03-3865-3880 FAX. 03-3865-3879

MAIL : ans@zenshihoren.or.jp



平成 28 年度保育三団体協議会事務局（全国私立保育園連盟事務局） 行き

FAX 03-3865-3879

メール ans@zenshihoren.or.jp

平成 28 年熊本地震に対する保育三団体被災地「支援募金」 領収書発行依頼書

振込日	年 月 日 ()	
振込金額	円	【支援募金】 三菱東京UFJ銀行 浅草橋支店 普通預金 口座番号 0286561 口座名 公益社団法人 全国私立保育園連盟 保育三団体被災地支援募金 会長 近藤 道
住 所 (領収書送付先)	〒 ー	
お 名 前 (ご依頼者名) (お振込み名) (領収書宛名)	(ご依頼者名)	
	(お振込み名・カタカナで)	
	(領収書宛名)	
ご連絡先 電話番号		

照会先 平成 28 年度保育三団体協議会事務局（全国私立保育園連盟事務局）

電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879

事務連絡
平成 28 年 4 月 19 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

平成 28 年熊本県熊本地方の地震の発生に伴い、「高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応及び職員の応援派遣について」（平成 28 年 4 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・厚生労働省老健局総務課連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設については、他施設等からの職員の応援派遣について必要な対応をお願いしているところです。

これにより、派遣元の保育所等において、被災地に保育士等を派遣したことで保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の処遇に影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、管内市町村や保育所等、保育関係団体等に周知を図るようよろしく願いいたします。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・保育三団体被災地支援募金 実施状況について【速報】…………… 1

保育三団体被災地支援募金 実施状況について【速報】

「保育三団体被災地支援募金」の実施について、本ニュースNo.16-09 で口座開設についてお知らせしたところ、平成 28 年 5 月 2 日現在、5,800,088 円の募金が寄せられました。

今後、早期の被災地域への募金の配分に向けて、5 月中に開催される保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）において検討が予定されています。

引き続き、ご支援・ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

保育三団体被災地支援募金

募金期間：平成 28 年 4 月 22 日～平成 28 年 9 月 30 日

金融機関：三菱東京UFJ銀行

支店名：浅草橋支店（069）

口座番号：普通預金 0286561

口座名義：公益社団法人 全国私立保育園連盟

保育三団体被災地支援募金

会長 近藤 遼（コンドウ ツヨシ）

- * 窓口では「保育三団体被災地支援募金」で振込手続きが可能です。
（ホイクサンダントイヒサイチシエンボキン）

※領収書の発行については、平成 28 年度保育三団体協議会事務局（全国私立保育園連盟）宛に別添依頼書により、FAX・MAIL 等でお問い合わせください。

※お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

【公益社団法人全国私立保育園連盟 事務局】TEL. 03-3865-3880 FAX. 03-3865-3879

MAIL : ans@zenshihoren.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法等の一部を改正する法律」今後の主な検討課題について協議
～第16回社会保障審議会福祉部会開催～…………… 1
- ・社会福祉法人改革への要望を提出～自由民主党 社会福祉推進議員連盟 第5回総会～… 1
- ・「教育・保育施設等における事故報告集計」及び事故防止対策が公表される…………… 2
- ・熊本地震「全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金」へのご協力について…………… 3

「社会福祉法等の一部を改正する法律」

今後の主な検討課題について協議

～～第16回社会保障審議会福祉部会開催～～

平成28年4月19日、社会保障審議会福祉部会（以下、「福祉部会」）が再開され、社会福祉法等の一部を改正する法律について、平成29年4月施行の事項などに関する今後の主な検討課題について議論されました。

今後の主な検討課題には、①評議員の員数に係る経過措置、②会計監査人の設置法人、③控除対象財産の算定方法、④地域協議会の4点が挙げられています。

次回福祉部会は、5月下旬に開催され、検討課題についての基本的考え方が提示される予定です。なお、控除対象財産関係の項目については、専門的な見地からの検討が必要であるとして、部会に「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」を設置し、引き続き議論が進められます。

当日の資料は、以下の厚生労働省ホームページ掲載の内容をご参照ください。

厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会(福祉部会)

> 第16回社会保障審議会福祉部会 資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000121939.html>

社会福祉法人改革への要望を提出

～自由民主党 社会福祉推進議員連盟 第5回総会～

平成28年4月21日、自由民主党社会福祉推進議員連盟（会長 衛藤 晟一 参議院議員）の第6回総会が自由民主党本部で開催され、施設種別協議会等の関係団体が出席しました。

全国保育協議会は保育三団体協議会（全国保育協議会、全国私立保育園連盟、日本保育協会）として、保育三団体協議会の平成28年度幹事団体（年度単位で事務局を持ち回り）である全国私立保育園連盟 近藤 道会長から、以下の5点について要望を発言しました。

1. 保育所を運営する小規模法人への配慮
2. 会計監査人の設置法人について
3. 社会福祉充実残額の算定のための控除対象財産額について
4. 地域における公益的な取組について
5. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続

※要望書の全文は別添を参照ください。

各団体の要望発言の後、質疑・意見交換が行われ、全国保育協議会 万田 康会長からは、「社会福祉法等の一部を改正する法律の成立によって、今後、対応が求められる内容の具体的取扱い等について、現場の速やかな対応が推進されるためにも、政省令等の早期情報発信をお願いしたい」旨の発言がありました。

(写真左、発言をする全保協万田会長
写真右から 田村 憲久 議連会長代行
衛藤 晟一 議連会長
丹羽 雄哉 議連顧問
白須賀 貴樹 議連事務局長)



「教育・保育施設等における事故報告集計」及び 事故防止対策が公表される

平成28年4月18日、内閣府は「『教育・保育施設等における事故報告集計』及び事故防止対策」を公表しました。

子ども・子育て支援新制度では、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、本事故報告集計は、上記検討にあたって設置された「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」でのとりまとめ（平成27年12月21日）を踏まえた対応に基づくものです。

本公表は、教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成27年4月1日～12月31日の期間内に報告のあった事故についてのとりまとめです。

報告件数は627件、うち、負傷等の報告は613件あり、そのうち498件（81%）が骨折によるものでした。死亡の報告は14件あり、うち半数の7件は0歳児、5件は1歳児の事故です。

発生した教育・保育施設等は、幼保連携型認定こども園1件、認可保育所2件、小規模保育事業1件、地方単独保育施設1件、認可外保育施設9件となっています。

公表された資料については、以下の内閣府ホームページ掲載の内容をご参照ください。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度

新着情報 > 平成28年4月19日 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

熊本地震「全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金」へのご協力について

平成28年4月19日、全国保育協議会もその構成団体となっている「全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会 会長会議」において、今般の「熊本地震」に被災した福祉施設への義援金を、各種別協議会等を通じて募ることを決定しました。

被災地の社会福祉施設を支援するため、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お寄せいただいた義援金は、配分方法等を連絡会 会長会議で検討の上、被災地の社会福祉施設への見舞金として全額お送りいたします。

【社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会 構成団体】

社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会 委員長 磯 彰格

全国社会就労センター協議会 会長 阿由葉 寛

全国身体障害者施設協議会 会長 日野 博愛

全国保育協議会 会長 万田 康

全国保育士会 会長 上村 初美

全国児童養護施設協議会 会長 藤野 興一

全国乳児福祉協議会 会長 平田 ルリ子

全国母子生活支援施設協議会 会長代行 渡辺 英秋

全国福祉医療施設協議会 会長 桑名 斉

全国社会福祉法人経営者協議会 会長 磯 彰格

全国社会福祉法人経営青年会 会長 廣江 晃

障害関係団体連絡協議会 会長代行 橋 文也

全国厚生事業団体連絡協議会 会長 大西 豊美

高齢者保健福祉団体連絡協議会 会長 熊谷 和正

日本福祉施設士会 会長 高橋 紘

熊本地震「全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金」

1. 募集期間 平成28年4月21日（木）～5月31日（火）
2. 送金口座 ①三井住友銀行東京公務部（096）普通0167239
〔口座名義〕社会福祉法人全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会（義援金口）
②ゆうちょ銀行振替口座00170-3-708194
〔口座名義〕全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口
※恐縮ながら振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。
3. 使 途 被災した福祉施設等への義援金
4. 問合せ先 全国社会福祉協議会法人振興部
〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2
TEL. 03-3581-7819 / FAX. 03-3581-7928
E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

※ニュースNo.16-09でお知らせした、「保育三団体被災地支援募金」とは異なるものです。

平成 28 年 4 月 21 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 様

公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 遼
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

社会福祉法等の一部を改正する法律に関する要望

この度は、社会福祉法等の一部を改正する法律に関して、多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。法の主旨に則り、求められる内容に真摯に対応していく所存です。

一方で、保育ニーズが多様化・複雑化し、待機児童問題や人口減少地域における保育施設の存続確保の問題、全国的な保育士不足等々、「保育」を担う社会福祉法人が国民の負託に応える役割を引き続き果たしていくための各種の条件整備も必要です。

わが国すべての地域にすべからく児童の健全育成のための基盤が維持・発展していくために、今後の政省令の策定に関し、次の事項について格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

1. 保育所を経営する小規模法人への配慮

小規模法人に対する評議員定数の経過措置が検討されています。その際、対象となる小規模法人の定義について、保育所経営法人の実態を踏まえた検討が必要です。多くの保育所経営法人は 1 法人 1 施設であり事業も小規模ですが、分園や病児保育、子育て支援センター等の複数事業を実施し地域のニーズを一手に担っている場合等があり、事業規模・人員体制に対する適切な評価と配慮が必要です。

2. 会計監査人の設置法人について

一定の事業規模を超える法人に対する会計監査人の設置については、法人全体の収益及び負債規模に応じた、負担しうるに十分な能力を有する法人を、その範囲としてください。

3. 社会福祉充実残額の算定のための控除対象財産額について

社会福祉充実残額の算定のための控除対象財産額については、①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等、②現在の事業の再生産に必要な財産、③必要な運転資金を基本とすることが、これまで検討されてきました。

昨今の待機児童問題の深刻化により、地域のニーズに応える形で新たに保育所等を展開することが想定されます。新規開設の準備金や積み立て等が控除対象財産として算定できるよう、柔軟なご対応をお願いいたします。

4. 地域における公益的な取組について

社会福祉法人の責務として、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することが規定されますが、これに係る具体的な取組については、限定的な例示はせず、法人個々の多様な取組が喚起されるようご配慮ください。

5. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続

法律では、長期加入者に配慮した支給水準への見直し、共済加入期間の合算期間の見直し等が挙げられる一方、保育所に係る退職共済制度への公費助成の在り方については、更に検討し平成 29 年度までに結論を得ることとされております。

今後の検討に当たっては、本制度が保育士の人材確保対策において非常に重要な仕組みであることに鑑み、処遇改善を充実させる政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り、公費助成に関しまして今後も維持・継続していただきますようお願いいたします。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

自由民主党 厚生労働部会「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」ヒアリングに参加……	1
事務連絡「幼稚園における待機児童の受入れについて」が発出……	3
2016（平成28）年度 教育・保育施設長専門講座 受講受付開始……	3
保育21世紀セミナー2016～保育の質を高める研修会～ 参加申込受付開始……	4

自由民主党 厚生労働部会 「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」ヒアリングに参加

平成28年5月11日、自由民主党 厚生労働部会「社会福祉法人改革プロジェクトチーム」が開催され、保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）ほか10の団体がヒアリングを受けました。

ヒアリングの内容は、本年3月の「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立を受けて再開された「社会保障審議会福祉部会」【全保協ニュースNo.16-12、平成28年5月10日号にて既報】で検討されている平成29年4月施行事項の詳細について、関係議員への要望とともに質疑がなされたものです。

冒頭、今年度から本プロジェクトチームの座長に就いた橋本 岳 衆議院議員は、「法律は成立したが、検討する事項は残っている。党として詳細な検討を進め、政府へインプットしていきたい」と述べられました。また、古川 俊治 自民党 厚生労働部会長は、「国民のニーズに合った社会福祉法人を作り上げていきたい」とあいさつされました。

会議は、厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課から、改正社会福祉法の施行に向けた検討課題（①評議員の員数に係る経過措置、②会計監査人の設置法人、③控除対象財産の算定方法、④地域協議会）が説明された後、各団体ヒアリングとなりました。

保育三団体協議会からは、平成28年度幹事団体（年度単位で事務局を持ち回り）である全国私立保育園連盟 橘原 淳信 副会長から、先般4月21日に開催された自民党社会福祉推進議員連盟総会【全保協ニュースNo.16-12、平成28年5月10日号にて既報】で要望した事項

と同内容たる、以下の5点について要望をしました。

1. 保育所を経営する小規模法人への配慮
2. 会計監査人の設置法人について
3. 社会福祉充実残額の算定のための控除対象財産額について
4. 地域における公益的な取組について
5. 社会福祉施設職員等退職共済制度の維持・継続

全体を通した質疑では、関係議員から次の主旨の発言がありました。

- 国民の中で社会福祉法人が理解されるとともに、他の公益法人制度との違いもきちんと理解されるよう、厚労省は説明に注力すべき。
- 福祉に携わる方がたの低賃金の状況や賃上げの必要性をふまえた対応が求められているなか、この改革において、関連のメッセージを社会に発していく必要があるのではないか。
- 各経過措置については、施行後の実態を調査・検証した後に、経過期間以降の取り扱いを検討すべき。
- 施設整備の所要額に占める補助金の割合が逡減し、剰余金（自己資金）の投下率が高まっている事実をふまえた余裕財産の算定がされなければならない。
- 改正法が成立しても各種事項の詳細な取り扱いが示されていないために、法人側は不安になっている。
- 会計監査人の設置については、企業会計的に捉えれば利益に見えることも社会福祉法人では「～～だから」と説明できた上で、透明度が高まるような視点で監査のあり方を考えてほしい。

これに対し厚労省からは、次の応答がありました。

- （例えば）評議員にはどのような方が就任できるのかなどの詳細事項を、早くまとめて周知する。
- 必要な内部留保は持てるような仕組みとし、これからも社会福祉法人が安定的に運営できるようにしていく。

本PTは今後2回開催の予定であり、5月下旬の社会保障審議会福祉部会で示される予定の「検討課題についての基本的考え方」の内容へ反映すべく、意見がまとめられます。



(写真左、ヒアリングの様子)

※主な出席議員（五十音順）

衛藤 晟一	参議院議員
尾辻 秀久	参議院議員
白須賀 貴樹	衆議院議員
田村 憲久	衆議院議員
野田 毅	衆議院議員
橋本 岳	衆議院議員
古川 俊治	参議院議員

とかしきなおみ 厚生労働副大臣

事務連絡「幼稚園における待機児童の受入れについて」が発出

平成28年4月22日、内閣府・文部科学省・厚生労働省の1府2省は、事務連絡「幼稚園における待機児童の受入れについて」を、各都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

厚生労働省は、すでに「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（平成28年4月7日）【全保協ニュースNo.16-04、平成28年4月15日号にて既報】を発出し、待機児童解消に向けた今後の緊急対策の対応方針が通知されているところですが、その一環として、公立・私立幼稚園においても、教育活動に支障が生じないよう配慮しつつ、地域の状況に応じて積極的に待機児童の受入れを要請するものとして、受入れに資する事業等に関し、特に留意すべき事項が示されたものです。

事務連絡及び資料については、以下の内閣府ホームページからご覧いただけます。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 事務連絡 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html>

2016（平成28）年度 教育・保育施設長専門講座 受講受付開始

全保協では、本年度の「教育・保育施設長専門講座」の受講受付を開始しました。

平成28年度のプログラムは、①「子ども・子育て支援新制度」のもとに策定される「子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施にあたって、保育現場に求められる取り組み、②制度が改革されても変わらない、すべての子どもと子育て家庭への支援を充実させる保育の役割についての講義・グループ演習、③社会の要請と地域のニーズをしっかりと見すえ、保育の使命を的確に捉えた、保育を発展・充実させていく施設長の識見・力量の醸成から現場実践を特色とした企画内容となっています。子どもの育ちを支える現場リーダーの皆様のご参加をお待ちしております。

各プログラムの日程・会場等は以下の通りです。お申込みにあたっては、全保協ホームページに掲載の開催要項をご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/senmon28/youkou.pdf>

専門講座	日程	会場	受講料
プログラム(2)	8月29日(月)～31日(水)	ホテル JAL シティ田町東京	35,000円
プログラム(3)	9月21日(水)～23日(金)	新横浜プリンスホテル	35,000円
プログラム(1)	29年1月30日(月)～31日(火)	ホテル JAL シティ田町東京	30,000円

○受講資格 ※次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

- (1) 保育士資格または社会福祉主事任用資格を有し、現在、保育所長または保育所長に準ずる職にある方
- (2) 保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、現在、認定こども園園長または園長に準ずる職にある方
- (3) 上記に準ずるとみなされる方

○受講申込み手続きおよび申込み期限

「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、平成28年7月8日(金)までに、所属する都道府県・指定都市の保育協議会(保育組織)にご送付ください。

保育 21 世紀セミナー2016 ～保育の質を高める研修会～ 参加申込受付開始

全保協では、「保育21世紀セミナー2016」への参加申込受付を開始しました。

本年度のセミナーは、①子ども・子育て支援新制度への理解を深め、今後の保育のあり方について考える、②保育所保育指針の改定や社会福祉法人制度改革など、今、保育現場に求められている課題への積極的な対応について理解する、③コース別の内容設定で、保育の質のさらなる向上と、地域のニーズに対応できる保育の機能を高めることをめざす、といった特色があります。

セミナーの日程及びプログラムの概要、コース別研修のテーマ・講師等は以下の通りです。お申込にあたっては、全保協ホームページに掲載の開催要項をご参照ください。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/21seki2016/youkou.pdf>

○期日 平成 28 年 8 月 3 日（水）～4 日（木）

○会場 新横浜プリンスホテル（横浜市） 定員：500 名

○参加費 会員 14,000 円、会員でない方 19,000 円（昼食・宿泊費は含みません）

【プログラム】

1 日目：全体会（13：00～17：30）

13：10～14：10 行政説明「子ども・子育て支援新制度施行後の状況等について（仮）」

（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課）

14：30～15：45 講義①保育所保育指針の改定と今後の保育 講師 山縣 文治 氏（関西大学教授）

16：00～17：30 講義②保育現場における社会福祉法人制度改革への対応（仮題）

（厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課）

2 日目：コース別研修（9：30～15：30）

コース A：保育の機能を活かした、「子どもの貧困対策」

講師 湯澤 直美 氏（立教大学コミュニティ福祉学部 教授）

事例発表 平松 知子 氏（けやきの木保育園 園長）

コース B：職員の資質向上と、それを支える職場環境づくりについて考える

講師 綱川 晃弘 氏（社会保険労務士 有限会社 HRM-LINKS 代表取締役）

コース C：計画的な保育の実践～保育所保育指針改定をふまえて～

講師 阿部 和子 氏（大妻女子大学・同大学院兼任教授）

コース D：よりよい人間関係の構築を考える 講師 山本 博之 氏（田園調布学園大学 准教授）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年熊本地震におけるFAQ（第1版）が示される…………… 1
- ・事務連絡「雇用調整助成金を通じた雇用維持について」が発出…………… 1

平成28年熊本地震におけるFAQ（第1版）が示される

平成28年熊本地震の発災により、利用者負担額の減免等の措置が各市町村等で行われておりますが、厚生労働省は「平成28年熊本地震におけるFAQ（第1版）」を示し、今般の発災に伴って問い合わせが多く寄せられている内容について、取扱いを公表しました。

その中で、私立保育所にかかる委託費については、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えないとされています。施設型給付から義援金を支出することについては、個人給付につき用途制限がないことから差し支えないとされています。

FAQ（第1版）の内容は、別添資料①をご参照ください。

事務連絡「雇用調整助成金を通じた雇用維持について」が発出

厚生労働省は、平成28年熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、事務連絡「雇用調整助成金を通じた雇用維持について」を発出し、雇用維持を支援する雇用調整助成金の、事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮する特例措置、助成率の引上げ等の特例措置について、別添資料②の通り周知しています。

特例措置の詳細については、別添資料②をご参照ください。

○平成28年熊本地震におけるFAQ(第1版)

NO	事項	問	答
1	利用者負担額	被災した支給認定保護者等に係る利用者負担額の減免について、法的根拠は、施行令第24条第1項、施行規則第56条、第57条と思われるが、具体的な減免額については市町村判断ということで良いか。	お見込みのとおり。
2	利用者負担額	利用者負担額の減免について、事務処理や減免扱いとするタイミングはどうするのが適当であるか 減免する際は、通常減免申請をいただき、そのうえでの対応となるが、今回の場合、その申請を省略することはできるのか また、減免扱いとなった場合、即座に減額して利用者負担額を設定するべきなのか	今回の災害の被害状況や復旧の状況を踏まえ、各市町村において、柔軟にご対応いただいております。
3	公定価格	平成27年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について、被災自治体は、実績報告を提出期限から遅れて報告することは可能か。	遅れて提出することは可能ですので、内閣府の担当にご相談ください。
4	公定価格	被災地の援助のために職員の派遣を検討しているが、派遣のために最低基準や公定価格基準を下回することは可能か。	利用児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、職員の派遣により一時的に基準以下の配置となってもやむを得ないものと考えています。 この場合において、公定価格の職員配置を伴う加減算の適用に当たっては、当該職員が勤務しているものとして判断するものとします。
5	その他	自園調理を行うことが困難な場合にはどのように対応すれば良いか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようものが考えられます。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルト食品等、調理しなくても食べられるものを利用する。 ・乳児のミルクについてはあらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により保温管理を行った上で調乳する。 ・保護者に弁当持参の協力を求める。 なお、これらの場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理に万全を期すようお願いいたします。
6	その他	施設型給付費等から義援金を出すことは可能か。	施設型給付等は個人給付(法定代理受領)であるため、用途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。 また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日3府省局長連名通知)の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。 なお、今般の災害義援金は、施設型給付費や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

事務連絡
平成28年5月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省職業安定局総務課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

雇用調整助成金を活用した雇用維持について

日頃より、各種の雇用対策に格段の御配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について、事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮する等の特例措置（別紙1）を4月22日より公表し、さらに、5月9日付けで助成率の引上げ等を内容とする更なる特例措置（別紙2）を講じる方針を取りまとめました。

この特例措置が実施された場合には、熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において、例えば、従業員の休業により雇用を維持した場合には、事業主が支払った休業手当の一定割合（九州内の事業所の場合には中小企業4/5、大企業2/3）が助成されることとなります。

つきましては、社会福祉施設等において、本特例措置も活用しつつ、従業員の雇用維持に努めていただく旨、管内市町村及び社会福祉施設等への周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、雇用調整助成金をはじめとする支援措置の詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

（参考資料）特例措置適用前の雇用調整助成金の概要

（※）平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金制度の特例については、厚生労働省のHPで順次更新していきますので、ご参考いただけましたら幸いです。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

報道関係者 各位

平成 28 年 4 月 22 日

(照会先)

職業安定局雇用開発部雇用開発企画課

課長 北條 憲一 (内線 5840)

課長補佐 小沢 聡 (内線 5694)

(電話代表) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3502)1718

平成 28 年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例について

平成 28 年 4 月 14 日に発生した平成 28 年熊本地震の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、厚生労働省では、平成 28 年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講じることとしました。

1 要件緩和

<現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

<特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

2 遡及適用

平成 28 年 4 月 14 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成 28 年 7 月 20 日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとする。

※ 雇用調整助成金の特例措置の実施に当たり、4月23日(土)及び24日(日)の2日間、臨時の特別電話相談窓口を厚生労働省雇用開発企画課内に設置しますので、ご利用ください。

電話：03-3502-1718

電話相談時間：両日とも午前10時～午後5時まで

報道関係者 各位

平成 28 年 5 月 9 日
(照会先)
職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
課長 北條 憲一 (内線 5840)
課長補佐 小沢 聡 (内線 5694)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3502)1718

平成 28 年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の更なる特例について

厚生労働省は、平成 28 年熊本地震の発生に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業所における雇用の安定を図るため、「雇用調整助成金」の支給要件について既に 4 月 22 日に特例措置(※)を公表しているところですが、今般、助成率の引上げをはじめとする更なる特例措置を講じる方針を固めました。

(※)平成 28 年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、

- ① 事業所の生産指標の確認期間を 3 カ月から 1 カ月に短縮すること
- ② 事後に提出された計画届についても助成対象とすること

1 特例措置の概要

平成 28 年熊本地震発生に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、平成 28 年 4 月 14 日以降に開始した休業等について、以下の特例措置を講じます。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる(中小企業:2/3 から 4/5 へ、大企業:1/2 から 2/3 へ)。
- ② 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者も助成対象とする。
- ③ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間が満了した日から起算して 1 年を経過していなくても受給できることとする。
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数に関わらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
- ④ 最近 3 カ月の雇用量が対前年比で増加していても受給できることとする。 等

※ 熊本県以外に所在する事業所であっても対象になります(ただし①は九州各県内に所在する事業所に限る。)

2 今後の予定

本特例措置は、5 月 13 日に開催予定の労働政策審議会職業安定分科会における関連省令改正案に係る諮問・答申を経て、速やかに公布・施行する予定です。

雇用の維持を図る事業主を支援します

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

◆主な支給要件◆

- 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上(*)増加していないこと。
* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり7,810円が上限です。(平成27年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度「保育新制度セミナー」開催のお知らせ～間もなく横浜会場、名古屋会場 申込締切～ 1
- ・平成28年度 企業主導型保育事業「実施要綱」「助成要領」が示される…………… 2
- ・熊本地震に関する政令改正・告示発出による雇用均等・児童家庭局関係の留意事項が自治体に周知される…………… 3
- ・「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」（生命保険協会）について【周知】…………… 3

平成28年度「保育新制度セミナー」開催のお知らせ ～間もなく横浜会場、名古屋会場 申込締切～

全保協ニュースNo.15-30 及び会報「ぜんほきょう」4月号に同封してお届けした開催要項でご案内の通り、全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度施行のもと、今後の保育現場に求められる取り組みを解説するとともに、社会福祉法人改革の動向および求められる対応について理解するために、「保育新制度セミナー」を全国4会場で実施いたします。

このうち、**横浜会場（6月3日）、名古屋会場（6月6日）は間もなく申込締切日となります。**まだ、両会場とも定員に余裕がありますので、お申し込みをご検討されている方におかれましては、お早目にお申込書の送付等お手続きをお願いいたします。

上記のほか、盛岡会場、福岡会場につきましても、申込締切日は下記の通りですが、定員に達し次第受付を終了する場合がありますので、お早目のお手続きをお願いいたします。

※詳細は別添及び本会ホームページ「研修会・大会等案内」に掲載している開催要項をご参照ください。
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

1. 日程・会場

開催地	日程	会場	申込締切日
盛岡会場	平成28年6月29日（水）	ホテルメトロポリタン盛岡（岩手県盛岡市）	6月15日（水）
横浜会場	平成28年6月3日（金）	新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）	5月20日（金）
名古屋会場	平成28年6月6日（月）	ホテルメルパルク名古屋（愛知県名古屋市）	5月23日（月）
福岡会場	平成28年6月20日（月）	ANAクラウンプラザ福岡（福岡県福岡市）	5月30日（月）

定員：各400名（※申込締切日前でも、定員に達し次第締切とさせていただきます。）

2. 参加費 5,000 円 (資料代込)

〔本セミナーの特徴〕

- ①「社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要及び改正によって必要な対応等を説明
- ②平成 27 年度「子ども・子育て支援新制度」施行を踏まえ、平成 28 年度以降、保育現場に求められる取り組みを説明
- ③公定価格の各種加算要件、職員配置、処遇改善等加算等、事業運営に係る項目や、平成 28 年度子ども・子育て関連予算について解説
- ④平成 28 年度公定価格に対応した、全国保育協議会会員向け「公定価格試算表示システム」の内容、利用のポイントを解説
- ⑤全国保育協議会の「社会福祉法人改革」・「子ども・子育て支援新制度」に向けた対応について報告

【お問い合わせ先】 全国保育協議会事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503/FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

平成 28 年度 企業主導型保育事業 「実施要綱」「助成要領」が示される

全保協ニュースNo.16-07で「企業主導型保育事業」の実施要綱(案)についてお知らせしたところですが、今般、内閣府から正式に「実施要綱」及び「助成要領」が示されました。

実施要綱には、企業主導型保育事業の実施方法、事業の内容(利用定員、対象児童、保育従事者、設備基準)等とともに、併せて地域区分・定員区分・保育士比率ごとの基本分単価及び各種加算の額が示されており、助成要領には、本事業に係る助成金の額の算定方法等が示されています。

「実施要綱」及び「助成要領」は、以下の内閣府ホームページ掲載の内容をご参照ください。

○企業主導型保育事業「実施要綱」「助成要領」

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 仕事・子育て両立支援事業 ・ その他 > 企業主導型保育事業の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/gaiyo.html>

熊本地震に関する政令改正・告示発出による雇用均等・児童家庭局関係の留意事項が自治体に周知される

平成28年5月12日、厚生労働省は、通知「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益にかかる期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十八年九月三十日とする措置を指定する件等について」（雇児発0512第2号）を発出しました。

概要としては、熊本地震に関する政令改正・告示発出による雇用均等・児童家庭局関係の留意事項を自治体に周知しているものです。

保育関係では以下の通りです。

- 1 法令に基づき平成28年4月14日から同年7月28日までの間に履行期限が到来する義務が平成28年熊本地震により履行されなかった場合において、当該義務が同月29日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない。（法第4条第2項）
- 2 当局所管の法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおり。
 - (1) 児童福祉法関係
 - 一時預かり事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の12）
 - 病児保育事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第34条の18）
 - 認可外保育施設の事業の開始、変更、廃止及び休止の届出（第59条の2）

「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」 （生命保険協会）について【周知】

生命保険協会では、「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」を実施しています。

本助成活動は、生命保険協会が「待機児童問題の解消へ貢献すること」を目的に、保育所または放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対し、総額最大2,100万円の資金助成を行うものです。

応募は、6月30日（木）まで受け付けられていますので、お申込みをご希望の方は、別添の「申込み募集についてのご案内」をご確認の上、お申込みください。

【本件に関するお問い合わせ先】

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話：03-3286-2643 FAX：03-3286-2730

平成 28 年度「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」 申込み募集についてのご案内

生命保険協会

◇. 活動の内容

本活動は、待機児童問題の解消に向け、保育所または放課後児童クラブの受け皿の拡大・質の向上、および保育所利用者の多様なニーズに対応した保育対策等促進事業を推進する上で必要な環境整備に対し助成を行うものです。

◇. 助成対象と助成金額

助成対象	助成金額
(1) 保育所設置に係る初期費用 [※1]	1 施設当たり上限額 350 万円 (助成金総額 最大 700 万円)
(2) 保育対策等促進事業 [※2] に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用 [※3]	1 施設当たり上限額 35 万円 (助成金総額 最大 700 万円)
(3) 放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用 [※4]	1 施設当たり上限額 20 万円 (助成金総額 最大 700 万円)

[※1] 建築・設備工事費

[※2] 保育対策等促進事業とは、①休日・夜間保育 ②病児・病児後保育 ③延長保育 ④一時預かり保育等、通常の保育に加え、保育所利用者の多様なニーズに対応した環境整備を行う事業。なお、認可外保育施設が行う同様の事業も対象とします。

[※3] 空調機・机・椅子・整理棚、寝具、乳幼児ベッド・物置等の設備の充実、大型・小型遊具、楽器、絵本や学習教材等

[※4] 空調機・机・椅子・整理棚・物置等の設備の充実、大型・小型遊具、楽器、本や学習教材等

◇. 応募資格

○助成対象 (1) 保育所設置に係る初期費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②今回の保育所設置に関して、国・地方公共団体及び他の公的機関等から既に助成の対象となっていないこと
③平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までに開園すること
④設置後、「認可外保育施設指導監督基準」に基づき保育施設を運営すること ※ただし、①～③の条件を満たす場合、認可保育所、地域型保育事業に基づく小規模保育・事業所内保育であっても、応募対象とする。

○助成対象（２）保育対策等促進事業に必要な施設の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること

②以下のいずれかの施設を運営していること

- a. 認可保育所
- b. 地域型保育事業に基づく小規模保育施設
- c. 地域型保育事業に基づく事業所内保育施設
- d. 地域型保育事業に基づく家庭的保育施設
- e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設

③保育対策等促進事業を実施していること

※新たに保育対策等促進事業を実施する場合、平成29年4月30日までに実施すること

○助成対象（３）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

◇. 募集方法・期間

○公募方式（所定の「助成申請書」に必要事項を記入・捺印し、正本1部・副本（コピー）1部を必須添付書類と一緒に、当会へ郵便（簡易書留）にて送付）

○募集期間：平成28年4月20日（水）～6月30日（木）＜当日消印有効＞

◇. 選考方法

○学識経験者等（4名）で構成する選考審査会が、保育計画等の選考基準により選考

◇. 選考結果の発表

○平成28年11月上旬（予定）に全ての申請施設に対し直接書面にてお知らせするとともに、当会ホームページにて公表

◇. お問い合わせ先：生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話：03-3286-2643 FAX：03-3286-2730

※「募集要項」、「助成申請書」等は生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）に掲載しております。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ニッポン一億総活躍プラン（案）が公表される～第8回一億総活躍国民会議 開催～…… 1
- ・幼保連携型認定こども園で保育士とみなすことができる対象に准看護師が追加…………… 2
- ・「関西版 子供の未来応援国民大会」開催【周知】…………… 2

ニッポン一億総活躍プラン（案）が公表される ～第8回一億総活躍国民会議 開催～

平成28年5月18日、第8回一億総活躍国民会議が開催され、「ニッポン一億総活躍プラン（案）」が公表されました。

「ニッポン一億総活躍プラン（案）」の中で、保育・子育てに関する主要な記載事項・内容について、抜粋してお知らせいたします。

ニッポン一億総活躍プラン（案）

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

（3）成長と分配の好循環のメカニズム【5頁】

①子育て支援の充実

ここには、保育の受け皿確保、保育士確保に向けた待遇改善も含めた総合的取組の推進が含まれる。

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向【10頁】

（1）子育て・介護の環境整備

（保育人材確保のための総合的な対策）

新たに（中略）2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。

（放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施）【11頁】

放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末（2018年度末）に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

上記のほか、26頁にアベノミクス新・三本の矢の第2「夢をつむぐ子育て支援」に関する課題と対応策の一覧、34頁に26頁を受けての「⑥多様な保育サービスの充実」に関する具体的工程および事項、35・36頁に「⑦保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上」の具体がそれぞれ図示されており、本内容は別添の資料①の通りです。

※別添のほか「ニッポン一億総活躍プラン（案）」等、第8回一億総活躍国民会議の資料は首相官邸ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

首相官邸トップ > 会議等一覧 > 一億総活躍国民会議 > 第8回 一億総活躍国民会議 議事次第・配付資料 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/dai8/gijisidai.html>

幼保連携型認定こども園で保育士とみなすことができる

対象に准看護師が追加

平成28年5月10日、内閣府・厚生労働省・文部科学省は「「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）」を发出了しました。

本通知は、平成27年4月1日以降、保育所に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士としてみなすことができるとされたこと等を踏まえ、幼保連携型認定こども園における職員配置についても、一定の要件で准看護師を保育士としてみなすことができる改正がされたものです。

なお、保健師又は看護師、准看護師の当該者は、保育教諭の特例期間中（新制度施行後5年間に限っては、保育教諭として保育に従事することができる（学級を担任することはできない）もので、特例期間経過後（平成32年度以降）は、従事することができません。

通知の詳細は、別添の資料②をご参照ください。

「関西版 子供の未来応援国民大会」開催【周知】

平成28年4月27日（水）東京都内において、子供の未来応援国民運動のすそ野を広げる目的で、全国に支部を持つ団体や、子供の未来応援国民運動発起人、NPO、自治体関係者等多数が参加する中、「子供の未来応援国民大会」が開催されました。

東京大会では、全保協 万田 康会長が登壇し、貧困によって、子供の可能性や「夢」がくじかれることがないように、保育現場がその役割・機能を発揮して課題解決の一助となるべく、取り組んでいく旨、宣言したところです。

今般、関西においても同様の大会が開催されることとなりました。

御参加される方は、全保協ホームページに掲載中の要綱・申込書をご確認の上、お申込みください。 <http://www.zenhokyo.gr.jp/news/news.htm>

関西版 子供の未来応援国民大会

【日時】平成28年6月9日（木）11：00～12：30（予定）

【会場】公益財団法人国民會館武藤記念ホール

〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-2 国民會館住友生命ビル12階

TEL. 06-6941-2433

希望出生率 1.8の実現

結婚

希望どおりに結婚したい
 ※現状の35～39歳未婚率
 男性35.6%、女性23.1%
 ※結婚意思率(18～34歳)
 男性86.3%、女性89.4%

希望どおりの年齢での結婚をかなえたい
 ※現状の平均初婚年齢
 男性31.1歳、女性29.4歳
 ※希望結婚年齢(18～34歳)
 男性30.4歳、女性28.4歳

妊娠・出産・子育て

希望どおりの人数を出産・子育てしたい
 ※現状
 ・夫婦の平均予定子供数 2.07人
 ・独身者の希望子供数 2.12人
 ・理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかるから」と回答した割合 60.4%

ひとり親家庭の生活環境を改善し、子供の学習意欲を向上させたい
 ※現状
 ・ひとり親家庭の子供の高校卒業後の進学率 41.6%
 (全世帯平均 73.0%)

ひとり親家庭

国民生活における課題

若年の雇用安定化・所得向上
 ・失業率(全体3.3%)
 ・若年(15～34歳)非正規割合 27.7%
 ・若年(15～34歳)無業者 56万人

出会いの場の提供
 ・今まで結婚していない理由(20代・30代)「適当な相手に巡り合わない」男性53.5%、女性55.1%

保育・育児不安の改善
 ・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会が実現していると考えている人の割合:19.4%

待機児童の解消
 ・保育所待機児童数 23,167人
 ・放課後児童クラブ待機児童数 16,941人

仕事と育児が両立できる環境整備
 ・フルタイムに対するパートタイムの賃金水準 56.6%
 ・週労働時間49時間以上 21.3%
 ・非労働力人口の女性のうち就労を希望する者 301万人
 ・セクハラ防止に取組企業 59.2%

教育費負担の軽減、相談体制の充実
 ・子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの
 ①学校教育費 55.6%
 ②塾等学校以外教育費47.0%
 ③保育所等費用 39.1%

ひとり親家庭の所得の向上
 ・母子世帯の平均年間収入
 就労収入 181万円
 収入合計 223万円

検討すべき方向性

① 若者の雇用安定・待遇改善

② サービス産業の生産性向上
 (※「名目GDP600兆円の実現」⑩と共通)

③ 結婚支援の充実

④ 妊娠・出産・育児に関する不安の解消

⑤ 子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくり

⑥ 多様な保育サービスの充実

⑦ 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上

⑧ 働き方改革の推進
 (※「介護離職ゼロの実現」⑤と共通)

⑨ 女性活躍の推進

⑩ 地域の実情に即した支援

⑪ 希望する教育を受けられることを阻む制約の克服

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

対応策

夢をつむぐ子育て支援

希望出生率
1.8の実現

希望どおりの人数の出産・子育て（待機児童の解消）
⑥ 多様な保育サービスの充実（その1）

【国民生活における課題】

出産後・子育て中に就業したくても、子供を保育する場が見つからない。

- ・待機児童数：23,167人（2015年4月）
- ・現在就労していない既婚女性の就労していない理由「子供の預け先がない」とする回答：22.4%（2011年11月）

子供の体調不良等の急な対応のため仕事を休まざるを得ず、両立が難しい。

- ・「多様な保育サービスの充実」を施策として求める割合：41.4%（子供が未就学の親）（2011年11月）

放課後児童クラブの利用を希望しても、利用できる場がない。

- ・放課後児童クラブの利用者：102.5万人（2015年5月、対前年度比+8.8万人）
- ・放課後児童クラブの待機児童数：16,941人（2015年5月、前年度比+6,996人）

【今後の対応の方向性】

出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、多様な保育の受け皿や放課後児童クラブを整備するとともに、放課後における学習・体験活動の充実を図る。

保育人材の確保と合わせた総合的取組により、保育の待機児童は2017年度末、放課後児童クラブの待機児童は2019年度末の解消を目指す。以降も維持継続する。

【具体的な施策】

- ・ 2017年度末までの待機児童解消を目指し、保育の受け皿の整備を40万人から50万人に拡大。待機児童解消までの緊急的な取組として、保育コンシェルジュの設置促進、地方単独施設への運営費の一部支拂など自治体独自保育サービスの充実、緊急的な一時預かり事業の活用、広域的保育所等利用事業の促進、施設整備費支拂の拡充、改修費支拂等の拡充等を実施。今後については、自治体の実施状況や意見を踏まえながら柔軟かつ速やかに検討する。
- ・ 多様な主体による多様なサービス（病児保育、延長保育、一時預かり、障害児支援等を含む）の受け皿拡大を図るとともに、ニーズに応じた柔軟な利用方法を検討する。
- ・ 小規模保育事業等の卒園児の円滑な移行の推進を図る。
- ・ 空き教室などの地域のインフラや国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する。
- ・ 特に就業・子育ての実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、2016年度から新たに、企業主導型保育の整備・運営の支援を行うとともに、企業主導型ベビーシッター利用者支援、病児保育の普及促進を図る。その財源として事業主拠出金率の上限を引き上げ（0.15%→0.25%）、拠出金率を段階的に2016年度0.20%、2017年度0.23%とし、2018年度以降は実施状況を踏まえ協議の上で決定していく。
- ・ 2018年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組み。

※ 例えば女性（25～44歳）の就業率が80%程度まで上昇した場合に、近年の保育利用率の状況を機械的に延伸すると保育の1、2歳児の利用率は約60%（参考試算）

施策	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
多様な保育サービスの受け皿の整備	<p>保育の受け皿整備を40万人分から50万人分に拡大</p> <p>緊急対応の策（保育コンシェルジュ設置促進、地方単独施設への運営費の一部支拂など自治体独自保育サービスの充実、緊急的な一時預かり事業の活用、広域的保育所等利用事業の促進、施設整備費支拂の拡充、改修費支拂等の拡充等）（実施状況を踏まえ対応を検討）</p> <p>多様な主体による多様なサービスの受け皿拡大</p> <p>企業主導型保育事業による受け皿拡大（⇒約5万人分）</p> <p>ベビーシッター利用者支援・病児保育普及促進</p> <p>法 案 提 出</p> <p>拠出金率 0.20%</p> <p>拠出金率 0.23%</p>												<p>保育の受け皿拡大</p> <p>保育の受け皿整備</p> <p>2017年度末の解消（2015年4月：23,167人）</p>
企業主導型保育の推進（事業主拠出金制度の拡充）													<p>女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展等を踏まえつつ保育の受け皿を確保</p> <p>少子化社会対策大綱等を踏まえた財源確保への適切な対応</p> <p>子ども・子育て支援法附則第2案に基づく検討</p> <p>2017年度50万人（2015年4月：21.9万人）</p>

⑦

保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その1）

【国民生活における課題】

求められる保育サービスを提供するための保育士が不足している。

- ・有効求人倍率：2.21倍（東京：5.45倍）
- ・全産業の有効求人倍率：1.23倍（2016年3月、原数値）

人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されている。

- ・保育士：322万円
- ・全産業：373万円（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ、年取ベース）

保育士は、キャリアパスの展望が見えにくいために、勤続年数が短い傾向があると指摘されている。

- ・保育士：勤続年数7.7年
- ・全産業：勤続年数9.4年（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ）

【今後の対応の方向性】

求められる保育サービスを支えるために必要な保育士を確保（2017年度末までに2013年度比で10万人。以降も必要に応じて確保）するため、安定財源を確保しつつ、保育士の処遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

【具体的な施策】

（保育士の処遇改善）

- ・保育士の処遇⁽¹⁾については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費財源を活用した3%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。さらに、新たに「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記載されている更なる「賃の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度⁽²⁾ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。児童養護施設等においても、その業務に相応の処遇改善を行う。
- ・適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

(1) 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

(2) 賃金は平成27年6月分、賞与・期末手当等特別給与額は平成26年の1年間についての数値（平成27年賃金構造基本統計調査）。具体的には、全産業の女性労働者の賃金動向や、保育士の賃金動向（平成27年度及び28年度予算積立分の反映を含む）を踏まえ、予算編成過程で検討。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
施策	<p>保育士の処遇については、平成27年度において人事院勧告に従った2%に加え、消費財源を活用した1.9%相当、平成27年度補正予算では1.9%相当の処遇改善を行った。</p>												
保育士の処遇改善	<p>新たな「経済財政運営と改革の基本方針2015」等に記されている更なる「賃の向上」の一環としての2%相当の処遇改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在4万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う。</p>												
	<p>必要に応じて処遇を改善</p>												
	<p>保育士としての技能・経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金格差を解消 保育人材の確保 数：2017年度末48.3万人（2013年度37.8万人） 保育の待機児童数：2017年度末の解消（2015年4月：23,167人） 放課後児童クラブの待機児童数：2019年度末の解消（2015年5月：16,941人）</p>												

希望出生率
1.8の実現

希望どおりの人数の出産・子育て（待機児童の解消）

7 保育サービスを支える多様な人材の確保、生産性の向上（その2）

【国民生活における課題】

求められる保育サービスを提供するための保育士が不足している。

・有効求人倍率：2.21倍（東京：5.45倍）

・全産業の有効求人倍率：1.23倍（2016年3月、原数値）

人材確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことが指摘されている。

・保育士：322万円

・全産業：373万円

（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ、年収ベース）

保育士は、キャリアパスの展望が見えにくいために、勤続年数が短い傾向があると指摘されている。

・保育士：勤続年数7.7年

・全産業：勤続年数9.4年

（保育士の95%が女性であることに鑑み女性のみ）

【具体的な施策】

（多様な人材の確保と人材育成）

- ・保育士を目指す学生への返還免除型奨学金制度や、いったん離職した者が再就職する場合の準備金の充実を図る。
- ・保育士試験の年2回実施（実施都道府県を拡大）、研修の推進、保育所等における保育士配置の弾力化など制度運用の見直しを実施し、多様な人材の活用を推進する。
- ・保育士・保育所における子育て中の女性や高齢者などの多様な働き方の選択を広げるため、未就学児を持つ保育士の構築などにより優先入園の徹底、短時間勤務保育士を雇用した柔軟な勤務体制の構築などに取り組みやすい環境整備を推進する。
- ・保育士の子供の預かり支援を推進するとともに、保育補助的業務の担い手を拡大する。
- ・労働局、ハローワーク及び地方自治体が連携し、地域の実情に応じた集中的な保育人材確保対策を実施する。
- ・ハローワークの福祉人材コーナーを拡充するとともに、関係機関との連携強化を図るなど、保育分野における就職支援の取組を強化する。
- ・有資格者向け訓練の設定等、保育分野向けの職業訓練コースを拡充するとともに、ハローワーク等における、保育士等の職業訓練への誘導を強化する。
- ・保育等での就業機会の提供に、積極的に取り組むシブール人材センターに重点的に財政支援を行い、保育分野等での高齢者の就業を推進する。
- ・保育関係事業所に係る雇用の課題及び改善の好事例を収集の上、ハローワーク等における雇用管理指導に活用できるツールを作成し、共有化を促進する。
- ・キャリアパスの整備等により保育士のキャリアの向上を支援する事業主への支援を強化する。（生産性向上）
- ・保育補助者等職員配置やICTの活用による保育士の負担が軽減される就業環境整備支援に取り組む。
- ・また、保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する。
- ・複数の施設の保有、総務・経理・人事などの複数の部門の集約化など事業所のグループ化を推進する。

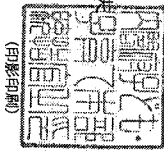
年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
多様な人材の確保と人材育成	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	返済免除型奨学金を拡充、再就職準備金制度を創設	保育の待機児童数：2017年度末の待機児童数：23,167人 2017年度末の待機児童数：23,167人
生産性向上	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	地域限定保育士試験の実施	放課後児童クラブの待機児童数：2019年度末の待機児童数：16,941人 2015年5月：16,941人

府子本第 312 号
28 文科初第 212 号
雇児発 0510 第 1 号
平成 28 年 5 月 10 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府子ども・子育て本部統括官

武川光



文部科学省初等中等教育局長

小松親次



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

香取照幸



「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

幼保連携型認定こども園における職員配置については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

も園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）（平成 26 年 11 月 28 日府政共生第 1104 号、28 文科初第 891 号、雇児発第 1128 号。以下「本件通知」という。）により示しているところであるが、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 63 号）により、平成 27 年 4 月 1 日以後、保育所に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができる等とされたこと等を踏まえ、本件通知についても下記のとおり改正するので、貴職においてその運用に遺漏のないよう適切に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

本件通知記の 2（2）中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

本件担当：
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当） 付
TEL: 03-5253-2111（代表） 内線 38445
FAX: 03-3581-2808
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL: 03-5253-4111（代表） 内線 3136
FAX: 03-6734-3736
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
TEL: 03-5253-1111（代表） 内線 7928
FAX: 03-3596-2674

新	旧
<p>2. 職員配置について(基準省令第5条関係)</p> <p>(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について</p> <p>一部改正法附則第5条において、施行日から起算して5年間に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となつた者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。</p> <p>ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。</p> <p>なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない)。</p>	<p>2. 職員配置について(基準省令第5条関係)</p> <p>(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について</p> <p>一部改正法附則第5条において、施行日から起算して5年間に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることができる特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となつた者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。</p> <p>ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。</p> <p>なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない)。</p>

改正後全文

各都道府県知事
 各都道府県教育委員会
 各指定都市・中核市長
 各指定都市・中核市教育委員会
 附属幼稚園を置く各国立大学法人の長
 殿

府政共生第1104号
 26文科初第891号
 雇児発1128第2号
 平成26年11月28日
 府子本第312号
 28文科初第212号
 雇児発0510第1号
 平成28年5月10日

内閣府子ども・子育て本部統括官
 文部科学省初等中等教育局長
 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
 に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号、以下「法」という。)第13条第2項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号、以下「基準省令」という。)が平成26年4月30日に公布されたところですが、その運用上の取扱いに関する留意事項は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市長におかれましては、十分御了解の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言であることを申し上げます。

記

するものに限る。)と行き来できると認められること

なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼児連携型認定子ども園に移行する場合には、移行特例として、当分の間、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、上記①から④までの全ての要件を満たす屋上について、算入することができるものとする。

(5) 他の設備の使用について

幼児連携型認定子ども園は、基準省令第13条第2項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第8条の規定のとおり、当該幼児連携型認定子ども園の運営に支障のない範囲で、当該幼児連携型認定子ども園の設備の一部を併設する学校(幼稚園を含む)、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

4. 運営について(基準省令第9条及び第13条関係)

(1) 教育時間・保育時間等について

毎学年の教育週数は基準省令第9条第1項第1号の規定のとおり、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、幼児連携型認定子ども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とする。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日当たりの時間(以下「教育時間」という。)は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。

また、教育時間は、基準省令第9条第1項第2号の規定のとおり、4時間を標準とする時間を確保することが必要だが、具体的な時間設定は、各園の判断に委ねられること。

ただし、開園日及び開園時間については、保護者が必要とする適正な保育を提供できるよう、原則として上記のとおりの開園が求められるが、市町村が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いが認められること。

(2) 食事の提供について

幼児連携型認定子ども園における園児に対する食事の提供については、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条の規定のとおり、2号認定子ども及び子ども・子育て支援法

第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(以下「3号認定子ども」という。)に対して自園調理の方法により提供することとしているが、1号認定子どもに対する食事の提供は、各園の判断に委ねられていること。

なお、満3歳以上の園児については、現行の保育所と同様、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供できること。

また、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。

5. 既存施設からの移行の特例等について(基準省令附則第2条及び第4条関係)

認可基準上、既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型認定子ども園又は保育所型認定子ども園)から幼児連携型認定子ども園へ移行する場合には、特例や、みなし幼児連携型認定子ども園についての経過措置が認められることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼児連携型認定子ども園は、幼児連携型認定子ども園を新規に設置する場合に適用される基準(以下「新設基準」という。)に適合するよう努めることが求められるものであることに留意すること。

なお、移行特例を適用した施設については、新設基準に適合する努力義務の実施を促すため、子ども・子育て支援法第58条に基づく情報公表制度において、都道府県が移行特例の適用状況を公表すること。なお、国においては、施行10年経過後を目的に、特例の適用状況を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしている。

本件担当:

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定子ども園担当) 付

TEL: 03-5253-2111 (代表) 内線 38445

FAX: 03-3581-2808

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL: 03-5253-4111 (代表) 内線 3136

FAX: 03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7928

FAX: 03-3596-2674

上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。

なお、既存の幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や設備を活用して幼児連携型認定ことも園へ移行する場合(幼稚園及び保育所の両方を廃止し、当該幼稚園及び保育所の土地や設備を活用する場合も含む。)については、以下の①から③までの全ての要件を満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合であっても、幼児連携型認定ことも園を設置することができるものとする。みなし幼児連携型認定ことも園については、現行と同様、以下の①及び②の要件を満たす場合、同様とすること。

- ① 教育及び保育の適切な提供が可能であること
- ② 園児の移動時の安全が確保されていること
- ③ それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数が当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること(※)

※ 調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。また、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例(基準省令附則第4条に定める特例)が活用できるものとする。

(2) 保育室等の設置階について

幼児連携型認定ことも園において、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備える場合に基準省令第6条第3項の規定により例外的に3階以上の階に設けられる保育室等(同項に規定する「保育室等」をいう。以下同じ。)は、同条第4項の規定のとおり、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならず、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合には限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることも認められるものとする。

この場合の園庭が屋上(バルコニー等を含む。以下同じ。)にある場合は、(4)の①から③までの全ての要件を満たすことが必要となる。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。

(3) 園庭の設置・面積(代替地の取扱い)について

幼児連携型認定ことも園の園庭の設置場所については、基準省令第6条第5項の規定のとおり、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則である。

このため、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる

場所(いわゆる代替地)については、園庭としての必要面積に算入することはできないものとする。ただし、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。

なお、基準省令附則第4条第3項の規定のとおり、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所の設備を活用して幼児連携型認定ことも園に移行する場合においては、移行特例として、当分の間、以下の①から③までの全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができるものとする。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること
- ② 園児が安全に利用できる場所であること
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

(4) 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)について

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から③までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができるものとする。これらの要件を満たすことについては、認可権者において適切に確認すること。また、⑤の要件の確認に当たっては、例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているかが等の観点を参考として、学校かつ児童福祉施設である幼児連携型認定ことも園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されているかが確認することが望ましいこと。ただし、実際の園での活動において、安全の確保や防災上の対応、教育・保育を行う場としての相応しい環境の確保等に十分配慮した上で、園庭として面積算入できない屋上の実際の利用を妨げるものではない。

- ① 耐火建築物であること
- ② 幼児連携型認定ことも園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること
- ③ 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること
- ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること
- ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されいるとともに、園児が室内と戶外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置

1. 学級編制について (基準省令第4条関係)

幼保連携型認定こども園においては、基準省令第4条の規定に基づき、教育課程に基づく教育を行うため、学級編制を行うことが求められるが、学級を編制するにあたっては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(以下「1号認定子ども」という。)に該当する園児と同項第2号に掲げる小学校就学前子ども(以下「2号認定子ども」という。)に該当する園児を一体的に編制することを基本とする。

学級は、第4条第3項の規定のとおり、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制するなど、弾力的な取扱いをすることができるとする。なお、学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した段階で、1号認定子ども又は2号認定子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、例えば、以下の①から③までの対応など、弾力的な取扱いをすることができるとする。

- ① 園児が満3歳に達した当該年度中は引き続き2歳児クラス等に残る
- ② 園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)へ移る
- ③ 園児が満3歳に達した後、3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける等

2. 職員配置について (基準省令第5条関係)

(1) 園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法について

幼保連携型認定こども園に配置すべき園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数の算定方法は、基準省令第5条第3項の規定のとおりであるが、その具体的な算定に当たっては、以下のとおり、年齢別に、園児の数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切捨て)、各々を合計した後、小数点以下を四捨五入することによるものとする。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児の数} \times 1 / 3) \\ &+ ((1 \text{ 歳児の数} + 2 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 6) \\ &+ (3 \text{ 歳児の数} \times 1 / 2.0) \\ &+ ((4 \text{ 歳児の数} + 5 \text{ 歳児の数}) \times 1 / 3.0) \end{aligned}$$

なお、基準省令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるみなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平

成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に配置すべき園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の算定方法については、なお従前の例によることのできるものとする。なお、この経過措置の対象となる園については、公定価格において調整が設けられる予定であることに留意されたいこと。

(2) 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について

一部改正法附則第5条において、施行日から起算して5年間に限っては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士」という。)は、保育教諭等又は講師(幼稚園の教諭の臨時免許状を有する者にあつては、助保育教諭又は講師)となることができるとの特例が設けられているが、当該特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となつた者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事することができるとする。

ただし、幼保連携型認定こども園の学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましいこと。

なお、現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができることとしていることを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるものとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができるものとする(当該者は保育にのみ従事することができるため、学級を担任することはできない)。

3. 園舎、園庭及び設備について (基準省令第6条、第7条及び第13条関係)

(1) 建物及びその附属設備の一体的設置について

幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることが前提である。

ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられていない場合と実質的に違いがなく、幼保連携型認定こども園における活動

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について協議～第17回社会保障審議会福祉部会開催・・・1
- ・平成28年度幼稚園教員資格認定試験が実施されます【周知】……………2

改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について協議 ～第17回社会保障審議会福祉部会開催～

「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立（本ニュースNo.16-02で既報）を受け、平成29年4月1日施行の項目に係る課題について、4月19日に再開された社会保障審議会福祉部会で順次検討が進められています。

4月19日に開催された第16回では、今後の主な検討課題として、①評議員の員数に係る経過措置*1、②会計監査人の設置法人*2、③控除対象財産の算定方法、④地域協議会の4点が挙げられました（本ニュースNo.16-12で既報）。

続く、5月20日の第17回では、上記検討課題のうち、①評議員の員数に係る経過措置、および②会計監査人の設置義務法人の範囲について意見交換がされました。

評議員会の員数に係る経過措置に関しては、対象とする法人の事業規模について意見交換が行われ、これを踏まえて、次回第18回部会（6月10日）に厚生労働省から基準案が出される予定です。

会計監査人の設置義務法人の範囲については、都道府県別の公認会計士数・社会福祉法人数の規模別・推計値の資料が提出されました。委員からは、監査を受ける社会福祉法人の体制整備のみならず、監査を実施する公認会計士等の準備状況等を踏まえた検討が必要である等の意見等が挙げられました。

また、会計監査人の設置が義務付けられない法人についても、財務規律の向上のため、事業規模や実態に即して必要な支援を受けられる仕組みが必要である旨の意見が出されています。

*1 平成29年度施行の社会福祉法改正により、評議員の員数は「7人以上（理事の員数を超える人数）」。

「一定の事業規模を超えない法人」は、施行から3年間、評議員の員数を「4人以上」とする経過措置。

*2 同法改正により、一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査が義務付けられる。

※社会保障審議会 福祉部会の各回資料は、下記をご参照ください。

厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（福祉部会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000125107.html>

平成 28 年度幼稚園教員資格認定試験が実施されます【周知】

○平成 28 年度 幼稚園教員資格認定試験

文部科学省で毎年実施している幼稚園教員資格認定試験について、平成 28 年度の案内が示されました。

幼稚園教員資格認定試験は、保育所等で、保育士として一定の在職経験（3 年以上）を有する方が幼稚園教諭免許状を取得する方策として実施されているものです。

詳しくは、文部科学省のホームページ「平成 28 年度 幼稚園教員資格認定試験の案内」をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/1370101.htm

○幼稚園教諭免許状の取得要件を緩和する特例措置（～平成 31 年）

なお、平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度では、新たな「幼保連携型認定こども園」に配置される「保育教諭」に、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」を併有することが求められています。

その際、保育士資格を有する方の実務経験を評価して、幼稚園教諭免許状の取得要件を緩和する特例措置が、上記の幼稚園教員資格認定試験とは別に、制度の施行後 5 年間（平成 27 年～平成 31 年）に設けられています。

詳しくは、文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

○放送大学 幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目受講ができるコースを開講

放送大学では、この特例制度による免許取得に対応し、保育士資格のみを有する方を対象に幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を受講できるコースを開講しています。教員養成校（大学等）がお近くにない場合でも、ラジオやインターネットによる受講が可能となっています。これから幼稚園教諭免許の取得を考えていらっしゃる方はご検討ください。

■各科目をラジオ・インターネットで学習できます。

■履修パターン別費用

◆選科履修生として 1 学期（各年度 4 月）に入学し、1 年間（翌年 3 月まで）で全科目（5 科目 8 単位）を履修する場合 ⇒ 53,000 円

◆科目履修生として 2 学期（各年度 10 月）に入学し、半年間（翌年 3 月まで）で全科目（5 科目 8 単位）を履修する場合 ⇒ 51,000 円

■スクーリング（面接事業）はありません。

■各学期中の 7 月及び 1 月の下旬に、全都道府県に設置された放送大学のキャンパスである学習センターにて、単位認定試験を受験し合格することが必要です。

詳しくは放送大学のホームページをご覧ください。

（放送大学での特例制度による幼稚園教諭免許状取得方法紹介ページ）

<http://www.ouj.ac.jp/lp/lp22/>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」参加申込受付中！…………… 1
- ・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について…………… 2

◆平成28年度「保育所・認定こども園 保健・衛生専門研修会」 参加申込受付中！◆

本会では保育所・認定こども園等における保健・衛生を中心とした実践について、専門知識を学ぶとともに、家庭や関係機関との連携などについて学習を深めることを目的として標記研修会を開催しており、今年度は下記により実施することを先般ご案内申しあげたところです。

開催要項につきましては、会報「ぜんほきょう」4月号に同封して、すべての会員皆さまにお送りしておりますが、まだ定員に若干の余裕がございますので、ぜひ多くの関係者のご参加を賜りたく、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 日程 平成28年6月17日（金）～18日（土）
2. 会場 新横浜プリンスホテル「シンフォニア（5階）」
神奈川県横浜市港北区新横浜3-4 TEL.045-471-1111
3. 参加費 会員14,000円 / 会員でない方19,000円
4. 申込締切 平成28年6月10日（金） ※当初6月3日までとしていたものを延長します。
5. 内容 ①行政説明「子ども・子育て支援新制度を取り巻く状況等について」
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
②保育施設における感染症の基礎知識
三浦 義孝 氏（みうら小児科 院長／日本保育保健協議会 会長）
③食物アレルギーのある子どもへの対応 伊藤 節子氏（同志社女子大学 特任教授）
④配慮を必要とする子どもやその家庭への支援
帆足 暁子氏（ほあしこどもクリニック 副院長）
⑤乳幼児期の「食事」と「食育」の推進 師岡 章氏（白梅学園大学 教授）
※詳細は全国保育協議会ホームページの「研修会・大会等案内」に開催要項を掲載
<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

【お問合せ先】 全国保育協議会事務局（全国社会福祉協議会 児童福祉部内）（担当：荒井、仁木）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509 E-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について

平成 28 年 5 月 27 日、厚生労働省は「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」を各都道府県・指定都市・中核市宛てに通知しました。

通知では、下記枠内の記載事項をはじめ、特に留意の求められる安全管理及び事故防止の徹底について示されています。

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

 - ① 監視者は監視に専念する。
 - ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
 - ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
 - ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
 - ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
 - ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等
 - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

本通知に係る資料は、厚生労働省ホームページの以下 URL からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000125859.pdf>

※URL 先の資料 PDF には、以下の通知等が含まれています。

- ・幼稚園等におけるプール活動・水遊びを行う際の安全管理に係る実態調査の結果について（情報提供）
（平成 28 年 5 月 20 日）
- ・水泳等の事故防止について（通知）（平成 28 年 4 月 26 日）
- ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）（平成 28 年 5 月 27 日）